

議案第 56 号

会津美里町
過疎地域持続的発展計画
(令和 3 年度～令和 7 年度)

福島県大沼郡会津美里町

会津美里町過疎地域持続的発展計画

目 次

1 基本的な事項	
(1) 会津美里町の概況	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	9
(3) 行財政の状況	14
(4) 地域の持続的発展の基本方針	17
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	21
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	26
(7) 計画期間	26
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	27
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現状と問題点	28
(2) その対策	30
(3) 計 画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
3 産業の振興	
(1) 現状と問題点	35
(2) その対策	37
(3) 計 画	41
(4) 産業振興促進事項	43
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
4 地域における情報化	
(1) 現状と問題点	44
(2) その対策	45
(3) 計 画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47

5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現状と問題点	48
(2)	その対策	50
(3)	計 画	52
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	52
6	生活環境の整備	
(1)	現状と問題点	53
(2)	その対策	55
(3)	計 画	57
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	58
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現状と問題点	59
(2)	その対策	61
(3)	計 画	64
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	65
8	医療の確保	
(1)	現状と問題点	66
(2)	その対策	66
(3)	計 画	67
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	67
9	教育の振興	
(1)	現状と問題点	68
(2)	その対策	69
(3)	計 画	71
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	72

1 0 集落の整備

- (1) 現状と問題点 73
- (2) その対策 73
- (3) 計 画 75
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 75

1 1 地域文化の振興等

- (1) 現状と問題点 76
- (2) その対策 76
- (3) 計 画 77
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 77

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現状と問題点 78
- (2) その対策 78
- (3) 計 画 78
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 78

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 現状と問題点 79
- (2) その対策 79
- (3) 計 画 80
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 80

※ 事業計画（令和3年度～令和7年度）
過疎地域持続的発展特別事業分

1 基本的な事項

(1) 会津美里町の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は、福島県の西半分を占める会津地域のほぼ中央に位置し、東は清澄な大川(阿賀川)を挟んで会津若松市と接し、北は会津坂下町、西は柳津町、南は下郷町及び昭和村と接している。県庁所在地の福島市には直線距離で約 65km、会津地域の中心都市である会津若松市には約 8km の距離にあり、東西約 18.6km、南北約 28km と南北に長い地形を成し、総面積 276.33k m²を有する。

地勢は、北部に広がる平野部と南部を覆う山間地からなり、肥沃な土壌の平野部は主として水田として利用されている。

本町の気候は、内陸型特有の複雑な気候を示し、冬期は日本海式の気候のため好天が少なく積雪量が多い。夏期は蒸し暑く、春秋には昼間と夜間の気温差が大きい盆地特有の気象条件にある。

(イ) 歴史的条件

高田地域では、平成元年の国営会津宮川土地改良事業に伴って発掘された「冑宮西遺跡」から約 1 万年前の旧石器が出土しており、本町にはかなり古い時代から人々が住んでいたことがうかがえる。さらに、「京安林遺跡」や「壇原遺跡」などからは縄文式土器が発掘され、昭和 41 年に舘ノ越の桑畑の中から発掘された弥生時代の遺跡の中からは、北支系(現在の中国)の粳米が発見されている。

552 年(欽明天皇 13 年)には岩代国一の宮、会津総鎮守として名高い伊佐須美神社が明神ヶ岳(標高 1,074m)から現在の高天ヶ原の地に移され、当時は神官その他の人々が 36 人も仕えていたといわれている。以後、現在まで会津の総鎮守・会津文化発祥の地として歴史を創ってきた。また、奈良に都があった頃には播磨国(現在の兵庫県)の徳道上人によって雀林の堂平の地に法用寺が建てられ、聖武天皇の祈願寺とされた。

本郷地域は、関東武士の移住により支配権が確立され、その後会津領主輩名盛氏の向羽黒山城築城(1561 年)にあたって城下町としての形態を成し、市場として繁栄した。

主要地場産業である会津本郷焼は、正保 2 年(1645 年)会津藩主保科正之が尾張の国、瀬戸より水野源左衛門、長兵衛の兄弟を招き、良質の陶土を発見して陶業を起こしたことに始まり、現在も町の重要な産業のひとつとなっている。

新鶴地域には、鎌倉時代の創建と伝えられる弘安寺や常福院薬師堂(現国指定重要

文化財) などがあり、会津盆地西部における仏教文化の一拠点として栄えてきた。

旧会津高田町は、明治元年には 60 村であったが、明治 8 年の合併で 33 村となり、明治の大合併（明治 22 年 4 月 1 日）では 8 村となった。明治 29 年 7 月 1 日には高田村が町制を敷き高田町となり、昭和 2 年 4 月 1 日に田川村を編入した。その後、昭和 30 年 3 月 31 日に高田町、赤沢村、永井野村、尾岐村、東尾岐村、旭村、藤川村の 1 町 6 村による合併で会津高田町となった。

旧会津本郷町は、明治元年には 13 村であったが、明治 8 年の合併で 7 村となり、明治の大合併によって本郷村、氷玉岡村、川路村の 3 村となった。本郷村は明治 36 年 6 月 1 日に町制を敷き、氷玉岡村と川路村は大正 14 年 6 月 10 日に合併して玉路村となった。その後、昭和 29 年 11 月 1 日に本郷町と玉路村が合併し本郷町となり、平成 4 年 4 月 1 日に町名変更により会津本郷町となった。

旧新鶴村は、明治元年には 22 村であったが、明治 8 年の合併で 9 村となり、明治の大合併では新田村と鶴野辺村の 2 村となった。明治 31 年 1 月 23 日にこの 2 村が合併し新鶴村となった。

そして、平成 17 年 10 月 1 日に会津高田町、会津本郷町及び新鶴村の 3 町村が合併し、現在の会津美里町となった。

(ウ) 社会的経済的条件

本町の交通条件は、国道 401 号により会津若松市へ約 8 km、県道会津坂下・会津高田線により会津坂下町へ約 10km の距離となっており、国道 49 号及び磐越自動車道に接続している。

国道 401 号による会津若松市とのアクセスは、文化や経済等の面でも、町発展の動脈的役割を果たしている。国道 49 号には、県道会津坂下・会津高田線及び県道会津坂下・本郷線が接続しており、国道 118 号には県道会津若松・会津高田線及び県道会津高田・上三寄線が接続している。

また、磐越自動車道には、平成 17 年 12 月に社会実験として新鶴スマート IC が設置され、平成 19 年 4 月 1 日から本格稼働を開始し、平成 26 年 6 月 1 からはさらなる利便性向上のため運用時間を 16 時間から 24 時間に変更し、町の北の玄関口として現在に至っている。

さらに、JR 只見線が町の北東部を走り、会津本郷駅、会津高田駅、根岸駅、新鶴駅の 4 つの駅が設置されている。上り線は会津若松市（会津若松駅）で磐越西線と接続している。しかし、下り線は平成 23 年度新潟・福島豪雨災害により、現在も会津川口駅から只見駅の区間が不通となっており、早期の復旧が望まれている。

イ. 過疎の状況

(ア) 過疎地域の現状

本町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する措置法に基づく「過疎地域」（令和3年4月1日）に指定されている。これまで、慢性的な過疎化の進行が続いており、人口の推移について、昭和35年国勢調査による総人口は36,073人であったが、昭和50年には27,973人となり15年間で22.5%減少し、さらに平成27年には20,913人となり、昭和50年から平成27年の長期の人口減少率（40年間）は25.2%である。また、平成2年の人口は27,211人であり、平成27年（20,913人）までの中期の人口減少率（25年間）は23.1%である。

65歳以上の高齢者比率にあたっては、昭和35年には7.2%であったが、昭和50年には12.7%、平成27年には35.0%にまで増加している。また、15歳から29歳の若年者比率にあたっては、昭和35年には21.6%であったが、昭和50年には20.5%、平成17年には14.1%、平成27年には10.9%となり、若年者層の減少と高齢者層の増加が急速に進んでいる。

特に山村振興法に基づく振興山村地域に指定されている尾岐・東尾岐地区の過疎化は著しく、これらの地域の中でも特に山間奥地に点在する集落では、冬期間の孤立や生活環境の厳しさから自然発生的に下山し、これまでに数箇所の集落が消滅している。

なお、本町の財政力指数については、平成29年から令和元年までの平均値が0.27であり、少子高齢化の進行、行政サービス需要の拡大、社会保障費等の経常的経費の増額といった財政需要の増大に加え、自主財源である町税収入の減少も重なり、歳入の多くを地方交付税に依存しており、大変厳しい状況にある。

一方、本町は緑豊かな森林やそれを源とする清流・阿賀川や宮川、長い年月によって築き上げられた田園風景など美しく豊かな自然に恵まれており、都市との交流や緑に包まれた定住地、やすらぎの場として自然的・地理的優位性を有している。さらに、多くの歴史・文化資源として、会津生誕の由来に起源する伊佐須美神社や約400年の歴史を誇る会津本郷焼、葦名盛氏が築いた東北最大の山城といわれる向羽黒山城などがある。さらに、肥沃な土地と豊富な水から育まれる米、野菜、果樹、花きなど高い生産性を誇る農作物に恵まれている。

こうした中、本町が持続的発展を成し遂げるため、地域の資源を最大限に活用しながら人口減少、空き家対策、生活環境整備、人材育成などの過疎地域対策事業に重点的に取り組むことで、これまでも人口減少の抑制、産業の振興、道路などの社会基盤整備の進展や各種情報通信網の整備など、一定の改善が図られてきた。

しかしながら、依然として、人口減少・少子高齢化の進行は顕著であり、地域の担い手不足が続いているため、人口減少対策に継続して取り組むことで地域経済の停滞、集落の活力低下を抑制していくことが重要である。

(イ) これまでの過疎対策の成果及び課題

本町は、昭和 45 年以降、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法及び過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、福島県過疎地域自立促進方針・計画等に基づき会津美里町過疎地域自立促進計画を作成し、道路や農業基盤の整備、産業の振興、高齢者福祉の充実、医療の確保、生活環境の整備、地域の活力づくりなど、総合的・計画的な過疎地域対策事業に取り組んできた。

人口減少・少子高齢化は、現在も継続して進行しているが、この間、様々な対策を講じることで、人口減少の抑制、基幹道路・情報通信網などの社会基盤や生活環境の整備などの一定の成果が得られるとともに、多様な地域づくり活動や地域間交流が進みつつある。

現在、首都圏等では、過度な人口集中を回避し、ゆとりある生活を志向するライフスタイルや価値観の多様化等から地方への関心が高まっており、こうした層を移住に繋げ、人口減少に歯止めをかけるための取組が今後も重要となる。

また、依然として次のような課題が見受けられるため、過疎地域を取り巻く環境の変化や時代の潮流、さらには新型コロナウイルスの発生を機に地方への関心が高まっている機運を的確に捉え、若者の定住化、地域経済の活性化等、地域住民が健康で快適な日常生活を営むことができるよう、引き続き過疎対策事業に取り組んでいく必要がある。

【過疎における主な課題】

- 人口減少・少子高齢化の進行による高齢化率の増加と地域社会の担い手不足。
- 地域社会の担い手不足による集落コミュニティ機能や地域活力の低下。
- 空き家の増加による住民生活や景観への問題。
- 雇用・就労の場の不足。
- 農林業、商工業、地域産業などの地域経済の停滞。
- 情報通信基盤の整備・維持と情報化進展への取組。
- 生活道路や基幹道路など、交通基盤の整備・維持。
- 通勤 通学、通院や買い物など、日常の生活交通の整備・維持。
- 地域の担い手の不足解消による生活環境や自然環境の維持保全。
- 子育てや教育環境の充実。
- 高齢者の介護・福祉制度の充実や地域包括ケアシステムの体制整備の強化。
- 医師をはじめとした医療人材の全般的な不足解消、地域医療の維持、充実。
- 耕作放棄地の解消や森林環境整備、農地や森林が持つ多面的機能の低下解消。
- 地域の伝統文化・芸能の継承。
- 生涯学習を通じた郷土愛の形成と定住の促進。
- 再生可能エネルギーの利活用の推進。
- 広域で連携して行う人口減少対策と魅力ある地域づくりの推進。

ウ. 社会経済的発展の方向

良質な米の生産地として確立し、高い生産性を誇る本町の農業については、従事者の高齢化、後継者不足等の問題が表面化するなか、基幹産業としての位置づけを明確にし、新宮川ダムの有効活用をはじめ、用・排水施設や農道の整備等による農業生産基盤の一層の充実と農業を担う人材の確保と育成、複合経営等による農業経営の安定化を図る取組を推進する。

観光においては、伊佐須美神社や会津本郷焼、中田観音（弘安寺）をはじめとする数多くの貴重な歴史・文化資源や自然資源、温泉資源等を最大限に活用し、これまでイベント開催が中心だった観光から、季節に合わせた町の良さを楽しんでいただき、住民全体でおもてなしをする着地型観光へ変えていく仕組みを確立し、町・観光業者・交通業者・商工業者・住民らがそれぞれの役割、あり方を認識してもらい、既存観光資源の保全及び一層の機能強化、魅力化を進めるとともに、新たな観光・交流の場の創出や魅力ある周遊ルートを整備する必要がある。

また、企業誘致の推進により、若者の定住や雇用の場の確保を図るとともに、環境保全や環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めるなど、快適な居住環境の整備を進めることが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移

本町の人口は、昭和 35 年には 36,073 人を数えたが、以後減少を続け、昭和 50 年には 27,973 人となり、この 15 年間に 8,100 人（△22.5%）が減少した。

その後は、平成 2 年には 27,211 人となり、緩やかな減少傾向を示していたが、平成 17 年には 24,741 人、平成 27 年には 20,913 人、令和 2 年末の現住人口調査では 19,144 人となり、急激に人口が減少しており、年齢構成の推移では、若年者層の減少と高齢者層の著しい増加が見られる。

一方、世帯数については、昭和 35 年が 6,556 世帯に対し、平成 12 年には 7,329 世帯、平成 17 年には 7,533 世帯、平成 27 年には 7,267 世帯、令和 2 年には 7,276 世帯、令和 3 年には 7,299 世帯となっているが、一世帯あたりの人員をみると、昭和 35 年が 5.5 人に対し、平成 12 年には 3.7 人、平成 17 年には 3.4 人、平成 27 年には 3.0 人、令和 2 年並びに令和 3 年には 2.7 人となり、急速な核家族化の進行と単身世帯や高齢者のみの世帯の増加がうかがえる。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		
	実数	実数	増減率 (S35 基準)	実数	増減率 (S50 基準)	実数	増減率 (S50 基準)	実数	増減率 (H2 基準)	増減率 (S50 基準)
総数	人 36,073	人 27,973	% △22.5	人 27,211	% △2.7	人 24,741	% △11.6	人 20,913	% △23.1	% △25.2
0 歳～14 歳	12,208	5,559	△54.5	5,237	△5.8	3,279	△41.0	2,253	△57.0	△59.5
15 歳～64 歳	21,264	18,875	△11.2	16,613	△12.0	13,999	△25.8	11,347	△31.7	△18.9
うち 15 歳 ～29 歳(a)	7,796	5,745	△26.3	3,598	△37.4	3,491	△39.2	2,283	△36.5	△34.6
65 歳以上 (b)	2,601	3,539	36.1	5,361	51.5	7,463	110.9	7,313	36.4	106.6
(a)/総数 若年者比率	% 21.6	% 20.5	-	% 13.2	-	% 14.1	-	% 10.9	-	-
(b)/総数 高齢者比率	% 7.2	% 12.7	-	% 19.7	-	% 30.2	-	% 35.0	-	-

表 1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）：男女別

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日 (外国人住民除く)		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率 (H12 基準)	実数	構成比	増減率 (H17 基準)
総数	人 26,833	% 100.0	人 25,663	% 100.0	% △4.4	人 21,653	% 100.0	% △15.63
世帯数	7,329	—	7,533	—	2.8	7,267	—	△3.5
男	12,889	48.0	12,422	48.4	△3.6	10,394	48.0	△16.33
女	13,944	52.0	13,241	51.6	△5.0	11,259	52.0	△14.97
区分	令和 2 年 3 月 31 日 (外国人住民除く)			令和 3 年 3 月 31 日 (外国人住民除く)				
	実数	構成比	増減率 (H27 基準)	実数	構成比	増減率 (R 2 基準)		
総数	人 19,964	—	% △7.8	人 19,531	—	% △2.2		
世帯数	7,276	—	0.1	7,299	—	0.3		
男	9,628	48.2%	△7.4	9,450	48.4%	△1.8		
女	10,336	51.8%	△8.2	10,081	51.6%	△2.5		

イ. 人口の見通し

(ア) 総人口の推移

本町の人口は、戦後間もない昭和 25 年（1950 年）の 38,779 人を最大として、その後は、全国の地方と同様に、高度経済成長期（1954～1973 年）は東京圏など大都市部への人口移動などにより減少が続いた。

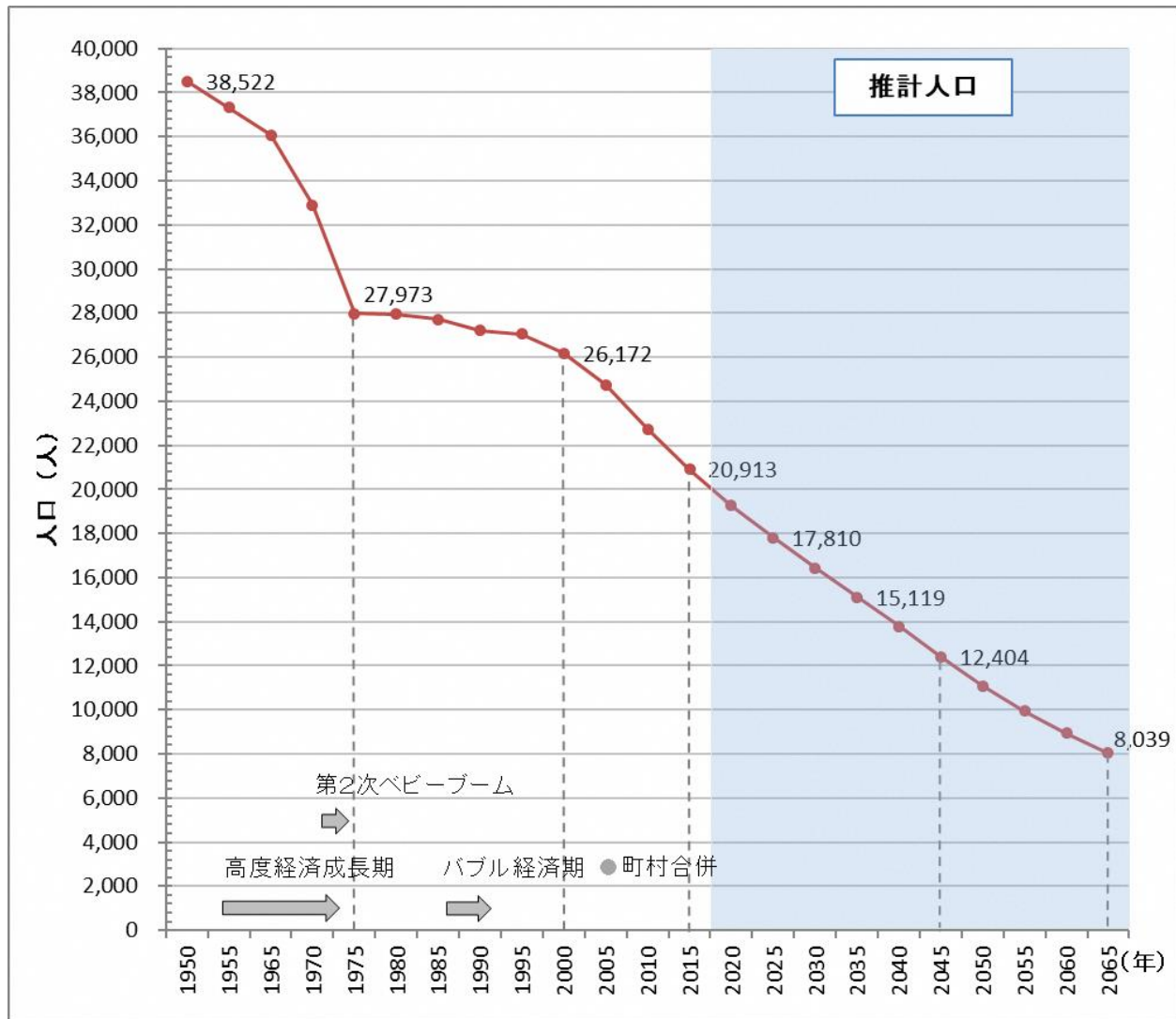
昭和 50 年（1975 年）以降は、安定成長期（1974～1984 年）や第 2 次ベビーブーム（1971～1974 年）、平成 3 年（1991 年）頃からの町内での民間による宅地造成や土地区画整理事業による転入者の増加などにより、減少が一旦落ち着いた。

しかし、国勢調査によると、平成 12 年（2000 年）に 27,000 人を下回ってから急速

に人口の減少が進み、平成 27 年（2015 年）は 20,913 人となっている。

人口減少は今後も進んで令和 27 年（2045 年）には、平成 27 年（2015 年）に対して 8,509 人（40.7%）減少して、12,404 人になるものと推計され、2065 年には 8,039 人まで減少すると推計される。

表 1-1（3）総人口の推移



出典：国勢調査（1950～2015年） 推計人口は、2015年を基準とする国立社会保障・人口問題研究所による推計人口に準拠しつつ、近年の人口動向を踏まえて補正した。

（イ）年齢3区分別人口の推移

本町の生産年齢人口（15歳～64歳）は、総人口にほぼ比例して減少しており、今後も減少が続き令和12年（2030年）頃は老年人口とほぼ同じ値で推移するが、令和27年（2045年）頃には老年人口を下回ると推計される。

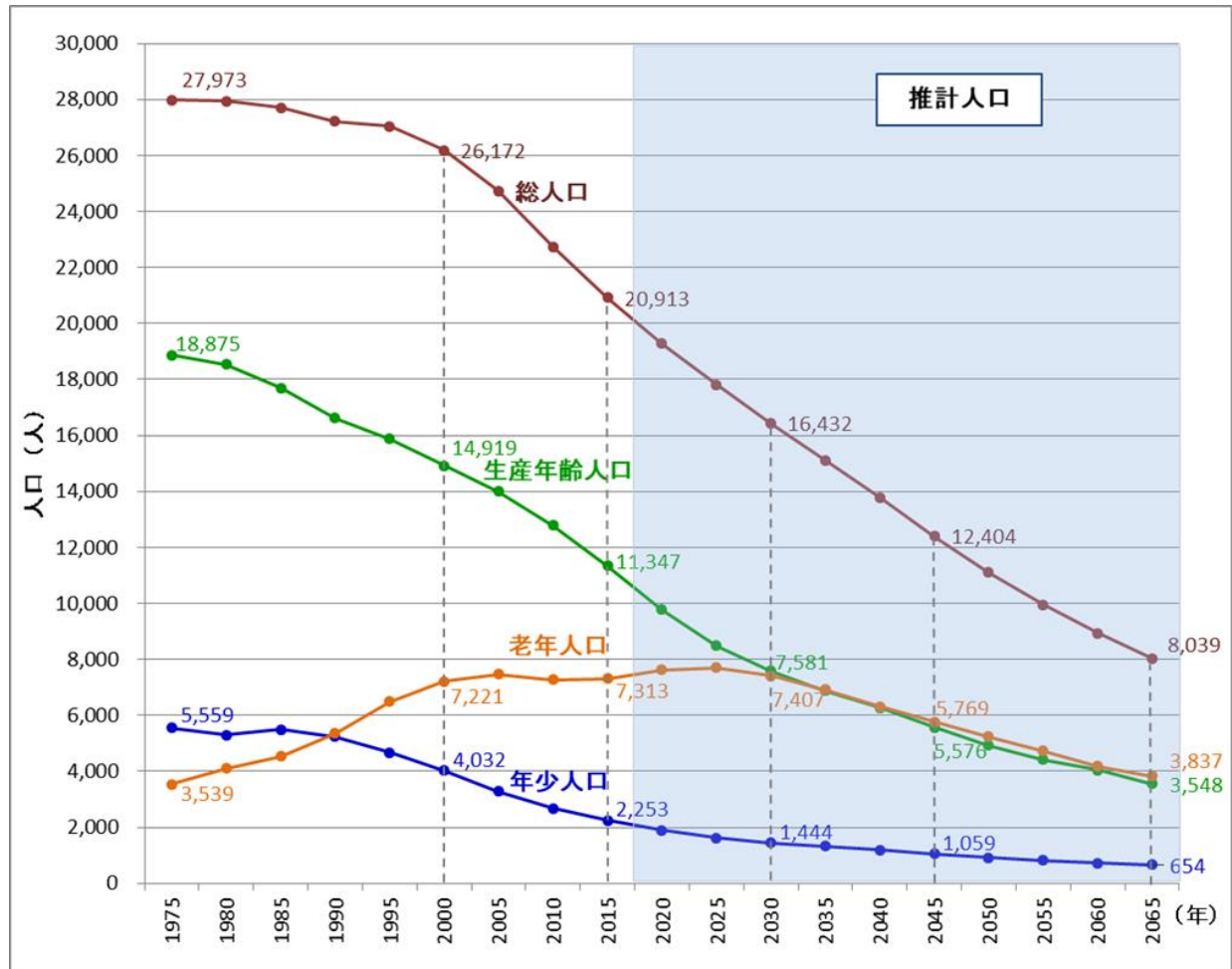
年少人口（15歳未満）は、昭和60年（1985年）頃までは横ばいであったが、その後減少が進んでおり、今後も減少すると推計される。

老年人口（65歳以上）は、平成12年（2000年）頃までは増加していたが、近年はほぼ

横ばいの状態となっており、令和12年（2030年）頃から減少に転じると推計される。

平成27年（2015年）時点での年齢3区分別の人口割合の推計は、年少人口10.8%、生産年齢人口54.2%、老年人口35.0%に対し、令和27年（2045年）時点での年齢3区分別の人口割合の推計は、年少人口8.5%、生産年齢人口45.0%、老年人口46.5%と見込まれることから、人口減少とあわせて少子高齢化への対応が必要となる。

表1-1（4）年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査（1975～2015年）推計人口は、2015年を基準とする国立社会保障・人口問題研究所による推計人口に準拠しつつ、近年の人口動向を踏まえて補正した。

ウ. 産業別就業人口の推移と動向

我が国の産業構造の変革に伴い、産業別就業人口について、本町でも著しい変化がみられる。昭和35年に11,645人と就業人口の66.1%を占めていた第一次産業就業人口比率は、以後減少を続け、昭和50年には41.1%の6,304人にまで激減した。その後も、後継者不足や全体的な人口減少もあいまって、昭和55年には33.6%の5,170人、平成2年には24.6%の3,539人、平成17年には19.2%の2,353人、平成27年には16.9%の1,775人とさらに減少が進んでいる。

第二次産業就業人口比率は、昭和35年に13.1%の2,299人から、昭和50年には29.1%

の4,469人と建設業及び製造業を中心に増加し、昭和55年には32.7%の5,026人、平成2年には5,363人と就業人口の37.2%を占めるに至ったが、近年の産業構造の変化により、平成17年には28.6%の3,498人、平成27年には26.3%の2,771人と減少に転じている。

第三次産業就業人口比率は、昭和35年には、20.8%の3,668人であったが、その後は年々増加し、昭和50年には、29.8%の4,564人、昭和55年には、33.7%の5,193人、平成2年には、38.2%の5,505人、平成17年には、52.2%の6,389人、平成27年は56.8%の5,998人となっており、産業別人口総数に占める第三次産業就業人口比率は、昭和55年以降は一番高いものとなっている。

表1-1(5) 産業別人口の動向(国勢調査)

※ () は人数

区分	昭和35年		昭和50年		昭和55年		平成2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,612	% △12.9	人 15,337	% —	人 15,389	% 0.3	人 14,407	% △6.4
第一次産業 就業人口比率	% 66.1 (11,645)	% 41.1 (6,304)	% —	% —	% 33.6 (5,170)	% —	% 24.6 (3,539)	% —
第二次産業 就業人口比率	% 13.1 (2,299)	% 29.1 (4,469)	% —	% —	% 32.7 (5,026)	% —	% 37.2 (5,363)	% —
第三次産業 就業人口比率	% 20.8 (3,668)	% 29.8 (4,564)	% —	% —	% 33.7 (5,193)	% —	% 38.2 (5,505)	% —
区分	平成17年		平成27年					
	実数	増減率	実数	増減率				
総数	人 12,240	% △15.0	人 10,534	% △13.9				
第一次産業 就業人口比率	% 19.2 (2,353)	% —	% 16.9 (1,775)	% —				
第二次産業 就業人口比率	% 28.6 (3,498)	% —	% 26.3 (2,771)	% —				
第三次産業 就業人口比率	% 52.2 (6,389)	% —	% 56.8 (5,998)	% —				

(3) 行財政の状況

ア. 行政

分権型社会への移行は、地方自治体の権限と責任を大きく拡大し、行政能力の質的・量的向上を必要としているが、本町においても多様な行政需要の増加が財政規模の拡大及び行政機構の複雑化を招いている。その対応として、行政改革を推進するとともに、行政評価を基本とした行政経営システムの確立を進めてきた。

同時に、職員の質的向上を図るため、研修の機会の創設や積極的な参加を推進するとともに、職員の意識改革と組織の活性化のため人事評価制度も進めながら、時代の要請にあわせた行政サービスに対応できるよう努めてきた。

少子高齢化の進行をはじめ、分権型社会の進展による高度化・多様化する行政需要、普通交付税の一本算定による厳しい財政状況に対応するため、引続き行財政基盤の強化を図る必要がある。

イ. 財政

本町の財政状況は、少子高齢化の進行、高度多様化する住民ニーズによる行政サービス需要の増大、社会保障費等の経常的経費の増額といった財政需要の増大に加え、生産年齢人口の減少による町税収入の減少も重なり、極めて厳しい状況となっている。令和元年度の歳入状況をみても、自主財源である町税の割合が 13.6%と低く、歳入総額の 42.4%を占める地方交付税に依存している状況である。

町村合併後 15 年が経過する令和 3 年度以降においては、普通交付税が一本算定となり、算定基礎となる人口も減少していくことから、なおいっそうの一般財源の減少が予想される。さらに、町村合併に伴う類似施設が多数あり、施設の維持管理経費の増加が見込まれるため、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合及び有効活用が必要である。

自主財源である町税収入も大きな伸びが期待できない状況にあり、また、普通交付税一本算定の新たな財政枠組みの中で、安定した財政運営が求められることから、財政規模に見合った行財政サービスを実現することにより、将来にわたって無理、無駄のない健全な財政運営が不可欠である。

表 1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	11,786,803	11,609,337	11,982,948
一般財源	8,033,600	7,939,330	7,247,160
国庫支出金	1,141,605	714,228	853,979
都道府県支出金	792,826	1,031,144	790,671
地方債	890,100	530,100	1,064,000
うち過疎対策事業債	54,300	96,400	295,200
その他	928,672	1,394,535	2,027,138
歳出総額 B	11,243,643	11,237,047	11,587,553
義務的経費	4,398,121	4,086,575	3,955,898
投資的経費	1,652,447	696,445	1,700,492
うち普通建設事業	1,633,186	669,236	1,687,135
その他	5,193,075	6,454,027	5,931,163
過疎対策事業費	1,483,804	1,011,813	1,730,345
歳入歳出差引額 C (A-B)	543,160	372,290	395,395
翌年度へ繰越すべき財源 D	186,949	57,930	45,419
実質収支 C-D	356,211	314,360	349,976
財政力指数	0.27	0.27	0.28
公債費負担比率	16.3	14.3	13.3
実質公債費比率	13.9	6.8	5.5
起債制限比率	6.4	-	-
経常収支比率	77.9	82.5	91.1
将来負担比率	92.0	-	-
地方債現在高	13,655,253	9,855,133	11,418,293

ウ. 施設整備水準等の現況

本町では、現在まで交通体系の整備や保育所・介護保健施設など各種福祉施設の整備、スポーツを通して町民の親睦と活気あふれる地域社会の形成が図られるよう生涯学習施設などの整備に力を注いできた。

また、下水道処理施設については計画的に整備が進められてきたが、施設への接続率が伸び悩んでいるため、接続率の向上を図る取組が必要である。

今後は、引き続き生活環境の整備を推進するとともに、地域の個性を活かした産業づくりや観光の開発、商工業の振興などにおいても、定住促進等の観点に立った条件整備を図ることが重要である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率(%)	50.2	67.0	78.9	75.1	77.2
舗装率(%)	49.5	76.2	79.4	81.1	82.9
農道 延長(m)	505,841	517,947	528,177	262,009	248,242
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	97.9	101.3	108.8	—	—
林道 延長(m)	66,779	74,303	92,095	103,825	107,396
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	3.50	3.86	4.79	5.45	5.68
水道普及率(%)	56.9	65.1	87.3	92.5	87.0
水洗化率(%)	—	16.2	42.7	51.0	67.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	9.8	10.6	10.0	10.2	9.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア. 基本目標

本町では、人口減少・少子高齢化が進行しており、地域を担う人材の確保や育成、地域経済の活性化、情報化の進展、基幹道路の維持・整備、地域医療の確保、子育て・教育環境の充実、集落の維持及び活性化、農地・森林等の管理・保全等を実施していくことが課題である。そのため、移住・定住の促進や地域と多様な形で関わる人材との関係性の構築、デジタル・情報通信技術の利活用等による情報化の推進、再生可能エネルギーの利活用など、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するための取組が重要である。

本町は、豊かな自然環境や地域固有の伝統文化、都市部では希薄になった人と人との温かい関係性や思いやり・きずなが残るかけがえのない町であり、その価値を再認識し、しっかりと継承するとともに地域内外の多くの方々に向けて力強く発信し、理解と共感の輪を広げていくことが大切である。

そのためには、過疎地域に住む人々自らが住む地域に誇りをもち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源を活用し、元気で持続可能な地域を共につくる(共創)という考え方に立ち、「人と地域」「しごと(雇用・経済)」「くらし(生活環境)」の3つの柱を置き、「持続可能な里・山(さとやま)社会の実現」を目標として施策の展開を図っていく。

イ. 施策の方向

(ア) 人と地域

① 地域・集落の活力づくり

地域活動が持続するためには、地域・集落に住む人たちがその活動に主体的に関わることが重要であるため、活動をけん引する人材の確保・育成を図りながら、地域の主体的な活動を支援する。また、過疎地域は人口自体が少ないことから、一人ひとりの役割が非常に大きく、それぞれの個性や力をいかしていくことが重要であるため、地域への愛着や誇りを醸成しながら、地域、住民、地域の学校などが連携して人材を育成する取組を推進する。

② 人の流れづくり

地域を持続的に発展させるためには、新たな視点の導入が効果的であり、地域外からの移住定住を促進し、地域の担い手となる人材の確保・育成を図る。また、地域と多様な形で関わる人材(いわゆる「関係人口」)との関係づくりを推進する。

③ 豊かな自然環境の持続可能な利活用と継承、環境との共生

本町が有する豊かな自然は人々に多くの恵みをもたらし、癒しや潤いを与えてくれるとともに、自然災害を抑制し、多様な生物を育てている。これらの貴重な財産を次の世代に引き継ぐため、自然環境の多面的機能を維持する取組を推進する。

④ 地域固有の文化や生活の知恵の継承

地域に受け継がれてきた伝統工芸や行事、生活の知恵などは、地域の宝であるとともに誇りであり、かけがえのない財産である。このため、地域の伝統文化を次世代に継承する取組を推進する。

(イ) しごと（雇用・経済）

① 農林業、商工業の振興と担い手の育成

人口減少・高齢化の進行に伴い、農地や森林の荒廃や、農林業、商工業などの後継者不足が課題となっているため、担い手の確保・育成を図り、ICT*など新しい技術の活用による作業の省力化・効率化を進める。また、農商工の連携による6次産業化を促進し、経営の安定化を推進する。

※ICT Information & Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。情報技術のIT (Information Technology) に情報・知識の共有といった「コミュニケーション」の重要性や意味を付加した言葉。

② 地域資源をいかした地域産業の振興

豊かな自然や豊富な農産物、地域に根差した誇るべき伝統文化など特色ある地域資源を有する一方、季節による就業機会の偏りなどの課題があるため、地域の特色をいかした産業の創出を推進するとともに、通年で安定した雇用の確保に資する取組を支援する。また、地場産業の振興を図り、新技術・新製品の開発支援、技術力の向上、事業継承・後継者の育成、人材の誘致、新規事業の展開、伝統工芸を支援する。

さらに、自然資源をいかした再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域経済の循環を生み出す地産地消の取組を推進する。

③ 観光関連産業の振興

観光関連産業は裾野が広く、地域の様々な業種への経済波及が期待できるため、風光明媚な景観、豊かな自然環境を活かし、住民全体でおもてなしをする着地型観光を推進し、既存観光資源の保全及び一層の機能強化を図り、魅力ある観光ルートの整備・維持に取り組む。

④ 地域の特性をいかした企業誘致

きれいな水や空気、豊かな自然環境を活かし、企業誘致を推進することで、雇用の拡大と町民所得の向上、若者の定住促進を推進する。また、積極的な情報発信を行い、企業誘致を行うことで優良な人材の確保に努める。さらに、中小・小規模企業の成長を支援し、企業経営の規模拡大、若者の地元での就業やワークライフ・バランスの実現に向けた取組を推進する。

(ウ) くらし（生活環境）

① 防災、消防体制の充実

防災、消防体制の充実を図り、災害等の発生への備えを強化し、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

② 地域医療の確保

高齢化率が高い過疎地域においては、地域医療の確保は住民の生命に関わる大きな課題である。このため、医師や医療スタッフの確保を図るとともに、訪問診療・訪問看護等の充実や遠隔診療などICTを活用した医療提供体制の確保に努める。

③ 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしいくらしを続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進する。

④ 教育環境の充実

豊かな自然環境をいかした体験学習など地域の特性を踏まえた特色ある教育を推進するとともに、地域と連携した人材育成の取組を促進する。また、高速大容量の通信ネットワークを活用した創造性を育む教育を持続的に実現させる構想（いわゆる「GIGAスクール構想」）等のICT環境を活用した教育機会の確保を図る。

⑤ 子育て環境の確保

地域全体で子どもを育てる文化を大切にしながら、豊かな自然のもとで安心して子どもを育てる環境づくりに努める。また、男性の主体的な育児参加を促進し、保育サービスの充実などを通じて、総合的な子育て支援の充実を図る。

⑥ 生活交通の確保

通勤、通学、通院、買い物など日常生活に必要な生活交通の維持・確保を図るとともに、自家用車に依存しなくても生活できる地域生活交通システムの構築を推進する。

⑦ 地域の生活を支え、経済活動につながる道路の整備

地域住民の安心・安全で快適な暮らしを守り、地域の経済活動や地域内外との交流を支えるため、道路網の維持・整備、危険箇所の解消等を図る。

⑧ 上下水道施設

地域に誇りと愛着を持ち、定住を促進するため、生活の基本である上下水道施設の整備を推進するとともに、下水道への接続を促進し、安全で快適な生活環境づくりを進める。

⑨ 情報通信基盤の整備と活用

I C Tの進展は、様々な分野における地理的、時間的、距離的制約を解消するため、情報通信基盤の整備強化を促進する。また、生活の質の向上やしごとの効率化等を図るため、地域の実情に合わせて誰にでも使いやすいI C Tの活用を促進する。

⑩ 町土の保全と安全な暮らしの確保

水源のかん養など多面的機能を有し、自然災害等から人々の生命や財産を守る自然環境の適切な保全を推進する。また、里山の荒廃等により増加している鳥獣被害対策を促進し、安全で安心な暮らしの確保と農産物の被害防止を図る。

⑪ 生涯学習の充実・地域活動の推進

人と地域のきずなを強め、温かで潤いのあるまちづくりを進めるため、生涯学習施設を活用し、学習機会や情報の提供に努める。また、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史文化等の保存・継承を推進し、地域への「誇り」や「郷土愛」の形成を図ることで定住促進の機運を醸成する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア. 人口に関する目標

(ア) 現状における課題

1の(2)にて人口及び産業の推移と動向を示したが、人口減少は、大きく分けて第1段階「若年人口が減少し、老年人口が増加する(総人口の減少)」、第2段階「若年人口の減少が加速化し、老年人口の維持・微減となる」、第3段階「若年人口の減少が一層加速化し、老年人口が減少する」の3段階を経て進行する。全国的には、令和22年(2040年)頃から第2段階に入ると推測されている。

本町においては、昭和25年(1950年)頃から人口減少が始まっており、平成12年(2000年)頃から老年人口は維持の状態となっている。今後は令和12年(2030年)頃から老年人口の減少が始まると推計される。このことから、平成12年(2000年)頃までが「第1段階」、平成12年(2000年)頃から令和12年(2030年)頃までが「第2段階」、令和12年(2030年)頃からは「第3段階」に入り、人口減少が一層加速化すると推計される。

本町の人口減少の大きな要因は、高校卒業後の就職や大学への進学、また大学卒業後の就職の機会に東京圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)などへの移動によって若い世代が減少し、それが結婚や出生数の減少にもつながることである。

人口の自然増を目指すためにも、高校や大学の卒業後、地元で就職することができるよう「安定した雇用の場」を確保し、安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備が必要である。また「移住定住の促進」により新しい人の流れをつくるなどの対策が必要である。

(イ) 基本的な考え方と将来へ向けた取組

人口減少を抑制するためには、的確な施策の展開が重要になることから、行政と住民が一体となり、課題の解決に取り組むことが求められる。特に、将来人口推計において、20歳代の人口流出を抑制することが、町全体の人口減少の抑制につながることから、若者に魅力あるまちづくりの推進が必要である。

また、人口減少問題は、何らかの施策を実施したとしても、短期間で解決するものではないことから、20年後、30年後といった長期的視点により施策を推進することが重要である。早急な結果を求めることなく、将来を見据えた計画性のある事業を継続的に展開することが重要である。

(ウ) 具体的な目標

人口減少対策として、これまで行ってきた施策を推進するとともに、新たな施策の展開により、次の目標達成を目指す。

① 合計特殊出生率の目標

本町の合計特殊出生率を、令和12年（2030年）までに1.73に、令和22年（2040年）までに県の目標値と同程度の2.11に引き上げ、令和27年（2045年）においても同水準を維持させる。過去5年間の本町の出生数は、年間100～120人程度で推移し、若い世代の減少及び未婚・晩婚化の影響で近年減少傾向にあるが、令和7年（2025年）時点で出生数100人を維持し、令和12年（2030年）以降も100人前後で安定した出生数の実現を目指す。

なお、平成27年（2015年）9月に、17歳～40歳未満の女性を対象に実施した「総合戦略アンケート調査」（対象者1,000人）における町民の理想的な希望出生数は2.46人である。若い世代の出産・子育ての希望をかなえるためにも少子化問題に対する危機意識を町民全体で共有し、町民一丸となった取組を行わなければならない。

表1-3（1）合計特殊出生率

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
全国	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42
	1.36					1.31					1.38					-					
福島県	1.65	1.63	1.65	1.60	1.57	1.54	1.51	1.49	1.49	1.49	1.52	1.49	1.52	1.48	1.41	1.53	1.58	1.58	1.59	1.57	1.53
	1.64					1.52					1.48					-					
会津美里町	1.70					1.60					1.52					-					

表1-3（2）合計特殊出生率の目標

年	2008-2012年 平均実績値	2025年	2030年	2040年	2045年
本町の目標値	1.52	1.61	1.73	2.11	2.11
国の展望 (参考)	1.38	—	1.8程度	—	2.07程度
県の目標値 (参考)	1.48	1.61 (2024年)	—	2.11	—

※ 国の展望は、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」の「我が国の人口の推移と長期的な見通し」において、「合計特殊出生率が上昇した場合」として、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったもの。県の目標値は、第2期「ふくしま創生総合戦略」における目標値。

表 1-3 (3) 出生数の目安

年	2018年 実績	2019年 実績	2025年	2030年	2040年	2045年
本町の出生数	112人	100人	100人	100人	95人	82人

※ 令和7年(2025年)以降における出生数は、表2の合計特殊出生率の目標値に基づき算出した。なお、出生数の実績値は、住民基本台帳(1月～12月)に基づく値である。

表 1-3 (4) 町民の理想的な希望出生数

希望出生数	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答	合計
回答者数	3人	9人	145人	133人	11人	5人	306人
構成比	1.0%	2.9%	47.4%	43.5%	3.6%	1.6%	100.0%

※ 希望出生数の計算式(無回答者は除く)

$(1人 \times [子ども数] \times 9人 [回答者] + 2人 \times 145人 + 3人 \times 133人 + 4人 \times 11人) / 301人 = 2.46人$

② 社会動態の目標

本町の人口の転入転出による社会動態については、令和27年(2045年)には、社会増減±0を目指す。

また、20人台から60人台で推移している東京圏への転出超過については、令和12年(2030年)において20人台に安定するよう転出超過を抑制させ、令和27年(2045年)には±0を目指す。

表 1-3 (5) 社会動態の目標値

年	2018年実績	2025年	2030年	2045年
本町社会動態	△45人	△30人	△22人	0人

表 1-3 (6) 東京圏への転出超過に係る目標値

年	2018年実績	2025年	2030年	2045年
東京圏への 転出超過	△44人	△30人	△22人	0人

【目標設定の根拠】

令和7年（2025年）の目標値は、第3次総合計画後期基本計画における人口の社会動態の目標値と同値（福島県内への転出超過は抑制されており、転出超過の多くが東京圏であると推定し設定）。令和12年（2030年）の目標値は、平成22年（2010年）以降最も東京圏への転出超過数が少ない平成28年（2016年）の値を設定した。

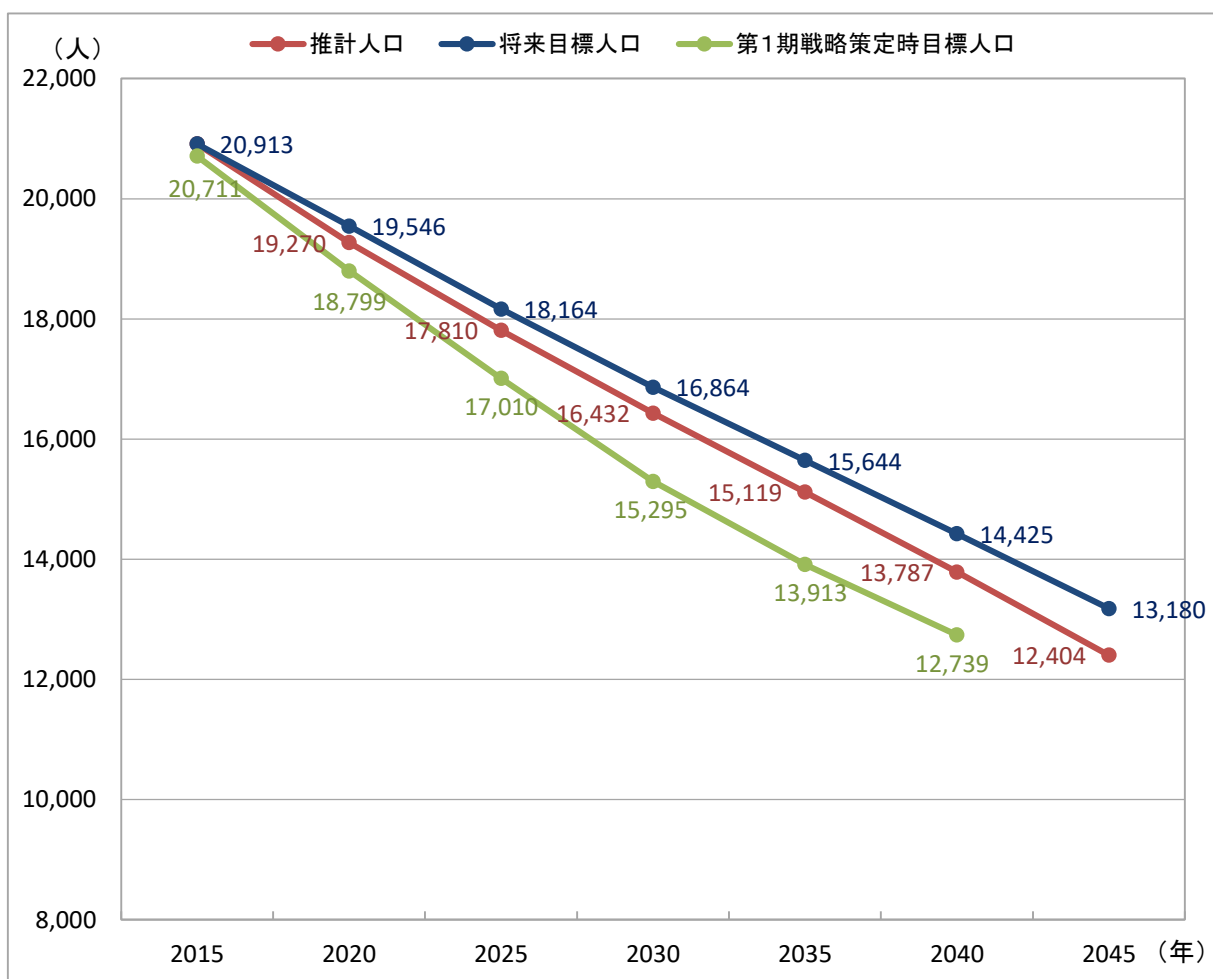
なお、いずれも福島県現住人口調査年報の値を用いる。

③ 将来目標人口

第1期総合戦略では、2040年における町の人口を12,739人とする目標を定めたが、戦略に基づく施策の成果等により2040年は13,787人となる推計であり、人口減少が抑制されている状況にあるとしている。

第2期総合戦略ではこれまでの施策の充実・強化を図るとともに、新たな施策を展開することで、令和27年（2045年）の将来目標人口を13,180人としており、推計人口12,404人に対して将来目標人口は776人の増加とみている。

表1-3（7） 将来目標人口



④ 推計人口と将来目標人口の年齢3区分別人口の比較

第2期総合戦略においては、年齢3区分別人口について令和27年（2045年）で推計人口と将来目標人口を比較すると、年少人口は、推計人口1,059人に対して将来目標人口は1,388人となり329人の増加としており、生産年齢人口は、推計人口5,576人に対して将来目標人口は6,006人となり430人の増加となる。老年人口は、推計人口5,769人に対して将来目標人口は5,786人となり17人の増加とみている。

表1-3（8） 推計人口と将来目標人口の年齢3区分別人口

（単位：人）

年齢区分	推計人口・将来目標人口の別	2015年 (実績値)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
年少人口 (15歳未満)	推計人口	2,253	1,884	1,615	1,444	1,319	1,199	1,059
	将来目標人口		1,853	1,612	1,500	1,498	1,476	1,388
生産年齢人口 (15歳～64歳)	推計人口	11,347	9,768	8,488	7,581	6,883	6,274	5,576
	将来目標人口		9,918	8,705	7,851	7,174	6,609	6,006
老年人口 (65歳以上)	推計人口	7,313	7,618	7,707	7,407	6,917	6,314	5,769
	将来目標人口		7,775	7,847	7,513	6,972	6,340	5,786
合計	推計人口	20,913	19,270	17,810	16,432	15,119	13,787	12,404
	将来目標人口		19,546	18,164	16,864	15,644	14,425	13,180

イ. 財政力に関する目標

(ア) 現状における検証・課題

経常収支比率及び実質公債比率はともに増加しており、また令和3年度からの普通交付税における合併算定替から一本算定への完全移行及び国勢調査における算定基礎人口の減少に伴い、交付税のさらなる減額が見込まれ厳しい財政状況となっている。

さらに、平成17年10月の合併（旧会津高田町、旧会津本郷町、旧新鶴村）に伴う類似施設が多数あることにより、施設の維持管理に多額の経費が必要な状況にある。

(イ) 基本的な考え方と将来へ向けた取組

財政力の課題に対する主な取組として、自主財源確保のため、町民に対して納税意識の高揚を図り、納税義務を果たすよう期限内納付の周知を図るとともに、施設使用料等の受益者負担の適正化、公平性を確保するため、見直しに取り組む。また、計画的な行財政運営に取り組み、経費削減に努め、町民に町の財政状況をわかりやすく伝達する。

また、町が保有、管理する公共施設の調査分析を行い、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合、有効活用を検討し、公共施設の適正管理に努める。また、不用財産や遊休財産を整理し、売却や貸付等による財源確保や維持管理経費の削減を図る。

(ウ) 具体的な目標

町の財政の目指す状態として、健全な財政運営が維持されていること、また公共施設などの整理統廃合が進められ、財政負担が軽減されていることを町の施策の目的として掲げる。具体的な財政力の目標値として、令和7年度の経常収支比率を94.8%、実質公債費比率を7.6%、将来負担比率を0%とする。

表1-3 (9)

成果指標	方向性	現状値	目標値
経常収支比率	増加の抑制	90.4 %	94.8 %
実質公債比率	増加の抑制	5.6 %	7.6 %
将来負担比率	増加の抑制	0 %	0 %

※現状値は、平成30年度時点の値

ウ. その他

SDGs (エス・ディ・ジーズ、Sustainable Development Goals) の理念については、町の最上位計画である第3次総合計画後期基本計画と方向性を同じくするものであり、本計画の各施策の推進に関しては、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)とそれらを達成するための169のターゲット(測定可能な行動目標)に資するよう、実施方法等を考慮し、各事業を実施する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画における成果指標は、第3次総合計画後期基本計画(令和3年度～令和7年度)、第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略及び長期財政計画(平成28年度～令和7年度)(令和3年度ローリング)と整合性を図っており、評価については、毎年度、町民アンケートや地域創生・人口減少対策有識者会議を実施し、成果指標の把握と評価・検証を行い、改善策を検討・実施するサイクルを繰り返すことで、計画の実行性を高める。

また、その内容等においては町ホームページ等において適宜公表をする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等総合管理計画では、公共施設等の総合的な管理は、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設の適正な配置等を実現していく。

(ア) 供給量の適正化を推進する。

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減を図り、公共施設のコンパクト化（統合、廃止及び取壊し等）及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「供給量の適正化」を推進する。

(イ) 既存施設の有効活用を図る。

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図る。

(ウ) 効率的な管理・運営を推進する。

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進する。

イ. 本計画における考え方

本町では、公共施設等総合管理計画に基づく各分野の個別計画（以下、「公共施設等総合管理計画等」という。）を定めており、今後の公共施設等の維持管理方針を示している。町が保有する膨大な公共施設等について、今後減少していく人口と税収の中、適切な修繕・維持管理を行いつつも、いかにして行政サービスを維持できるかが大きな課題である。手段の一つとして建物の長寿命化を掲げ、用途の変更や複合化等の手法を用いて建物を維持管理していくことで、公共施設を長く賢く使用していく。

本計画においても、公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、公共施設等の適正な管理・維持、又は縮減を図ることで、質の高い行政サービスを維持し、町が持続的発展を遂げるための事業を展開していく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア. 移住・定住の促進

(ア) 移住・定住の促進

慢性的な過疎化の進行により人口減少・少子高齢化が急速に進んでいる。それに伴い、地域社会の担い手不足が生じ、コミュニティ機能や地域活力が低下している。

本町の人口減少の要因の一つとして、近隣地域や大都市圏への人口流出があげられ、空き家バンクや移住相談コーディネーター等の取組により、移住者や空き家利活用は計画を上回る件数となっているが、依然として転出超過が続いており、人口流出を抑制しつつ、本町への人流をつくり出す必要がある。

(イ) 地域おこし協力隊任期終了後の定住に向けた支援

本町では、これまで都市部から12名の地域おこし協力隊を任用しており、任期終了後の定住率は7割を超え一定の成果を上げている。地域おこし協力隊の任期終了後の定住率をより高めるため、任期中の活動はもとより、任期終了後の仕事を含め、定住できる環境づくりを行っていく必要がある。

(ウ) 空き家の有効活用による移住・定住の促進

近年、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の多様化等により空き家が増加しており、令和2年度の空き家実態調査によると、本町には総数で430戸の空き家が存在しており、今後も人口減少による空き家の増加が見込まれる。

特に適正に管理されていない空き家は、環境、景観、又は防災・防犯などの面で多大な悪影響を及ぼしており、地域住民の安心・安全な暮らしを脅かしており、所有者等による適正な管理を促進するとともに、可能なものについては、定住促進や地域コミュニティ活性化のため、有効な利活用を促進する取組が求められている。

イ. 地域間交流の促進・関係人口の創出、人材育成

(ア) 地域間交流

本町は、福島県檜葉町と姉妹都市、東京都台東区、栃木県那須町及び宮城県美里町と友好都市の締結により交流を進めてきたが、行政レベルでの交流が中心であり、民間レベルでの人的、経済的及び文化的な交流までは発展していないため、今後交流の輪を拡大し、観光協会を中心とした民間交流の進展が課題である。

(イ) 体験型・滞在型観光の創出

本町には3つの地域があり、それぞれに異なる歴史、文化、風土があるが、それらの地域資源やまちの魅力が町外の方に十分に伝わっていないようである。

近隣市町村と比較すると、県外からの来訪者は少なく、そのほとんどが短時間の日帰りであるため、交流・関係人口の増加にはつながっていない。観光客を含めこれらの来訪者により長い時間、長い期間滞在してもらうことにより、地域経済効果を高めていく必要がある。

(ウ) 観光情報の発信及び観光客の受け入れ体制の整備

現存する豊富な観光資源について、資源の磨き上げを行い、さらなる利活用を図ることが重要となる。また、その魅力を町内外に広く発信することで、多くの観光客を受け入れる体制を整備し、交流人口の増加を目指す必要がある。近隣市町村と広域連携を図り、滞在可能な観光の仕組みづくりを構築するなど観光推進体制を整備していくことが課題である。

(エ) ふるさと納税の積極的な活用と資金調達

ふるさと納税の返礼品として町特産品を活用し、町の紹介や地場製品のPRを行っているが、制度改正により、寄附額に対する返礼品の返礼割合が3割以下に定められたことから、寄附件数は減少傾向にある。

返礼品の質の向上や、ふるさと納税を活用した魅力ある事業の創出など、継続して本町に寄附を頂くための新たな取組が必要である。

(オ) Uターン者等の新規就農及び定年帰農者への支援

農業担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大などが懸念されている。課題解決には、効率的かつ、安定的な農業経営が必要であり、Uターン者等による新規就農者や生きがいを持って農業に取り組む定年帰農者の存在が必須となるため、継続的な支援が必要である。

(カ) 起業を後押しする組織等を育成・支援

地域の活性化や存続のためには、地域で活躍するリーダーや社会起業家等の存在が必要である。地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図る必要がある。地域の経済を成り立たせていく組織等の育成環境の整備構築や新たな雇用の場の創出が必要である。

(2) その対策

ア. 移住・定住の促進

(ア) 移住・定住の促進

これまでの移住相談ワンストップ窓口や空き家バンク、田舎暮らし体験の推進等の取組を継続しながら、地域住民と一体になり、町の魅力を再発見し、居住地としての魅力を高め、地域特性の利点を広く発信するなど、総合的な移住・定住促進事業に取り組むことが必要である。

本町は会津若松市のベッドタウンにもなっており、特に本郷地域の町営住宅や民間の賃貸住宅からの通勤者も多くいる。移住・定住補助金等の活用等、本町への定住を促進するための施策を継続して実施する。

(イ) 地域おこし協力隊任期終了後の定住に向けた支援

任期終了後における地域おこし協力隊の定住・定着を図るため、受入れ・サポート体制を充実させ、技術のスキルアップや任期満了後の起業等を支援する補助金等を活用し、任期中の活動はもとより、任期終了後の仕事を含め、定住できる環境づくりを行っていく必要がある。

表 2-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
移住・定住相談窓口を通じた移住世帯数 (累計)	増加	26 世帯	65 世帯
住宅新築・増改築件数	減少抑制	121 件	68 件
定住した地域おこし協力隊員の数 (累計)	増加	—	8 人

※現状値は、平成 30 年度時点の値

※中段の現状値件数は消費税増税前の駆け込み需要の影響により増えており、平成 28 年度、平成 29 年度の平均値は 67 件。

(ウ) 空き家の有効活用による移住・定住の促進

空き家等の適正な管理を図るため、空き家の除却、改修及び利活用に対する支援等、総合的な空き家対策を推進する。また、空き家・空き地バンクの充実を図るため、今後も人口減少により増加する空き家についてその状態を把握し、利活用が可能な空き家については、移住・定住希望者に空き家バンクなどによるマッチングを行い、既存住宅の流通促進を図る取組を行う。

表 2-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
空き家バンク等による空き家の利 活用件数 (累計)	増加	16 件	56 件

※現状値は、平成 30 年度時点の値

イ. 地域間交流の促進・関係人口の創出、人材育成

(ア) 地域間交流

姉妹都市及び友好都市との民間を中心とした交流を拡大し、継続性のある交流を推進する。また、インターネットなどを活用し、地域のイベント、交流事業、物産等の情報発信を活発に行うことで、さらなる交流の促進を図っていく。

(イ) 体験型・滞在型観光の創出

本町は、会津本郷焼の里だからこそできる窯元めぐりや陶芸体験、裏路地散策、ぶどう畑やワイナリーをめぐるワインツーリズム、寺社での座禅体験など、「暮らすように滞在する」ことができるコンテンツを日常生活の中に有している。

会津若松市に隣接する地理的優位性を活かしながら、町民と事業者が一体となって体験型・滞在型観光を展開し、一度訪れた方が再び訪れたいくなる環境づくりを進めることで、交流人口及び関係人口の創出を目指す。

具体的には、「グリーンクラフトツーリズム^{※1}」や「まちやど^{※2}」の展開、関山地区の「田んぼオーナー」の支援等により、地域の人との触れ合いやモノづくり文化に触れてもらう着地型観光の受け皿を整備する。

※1 グリーンクラフトツーリズム 町の地域特性（農業や窯業等）を内容とした新しい滞在型観光。

※2 まちやど まちを一つの宿と見立て宿泊施設と地域の日常をネットワークさせ、まちぐるみで宿泊客をもてなすことで地域価値が向上していく事業。

表 2-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
町内施設宿泊者数（年間）	増加	16,155 人	16,600 人

※現状値は、平成 30 年度時点の値

(ウ) 観光情報の発信及び観光客の受け入れ体制の整備

本町には、様々な観光資源があるため、観光資源の整理と新たな資源の磨き上げを行い、町の魅力について常に情報を発信し、周辺市町村などとの連携により、訪日外国人を含めた観光客の受け入れ体制の充実を図り、交流人口の増加を目指す。

また、滞在可能な観光の仕組み作りを構築するなど観光推進体制を整備していく。

表 2-4

成果指標	方向性	現状値	目標値
観光ガイドの回数	増加	78 件	89 件

※現状値は、平成 30 年度時点の値

(エ) ふるさと納税の積極的な活用と資金調達

ふるさと納税は、「寄附者の自発的な善意に基づくもの」であり、町が行う重点的

な事業に賛同し、応援していただくことを第一の目的としている。さらには、特産品を返礼品として活用し、町の紹介や地場製品のPRを行うことにより、ふるさとの良さを再認識して頂き、地域間交流の促進と関係人口の創出に繋げる。

表 2-5

成果指標	方向性	現状値	目標値
3年連続または返礼品なしで本町にふるさと納税を行った町外の寄附者の数※	増加	93人	107人

※現状値は、令和元年度時点の値

(オ) Uターン者等の新規就農及び定年帰農者への支援

農業担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大などが懸念されていることから、これらの課題に対応するため、効率的かつ、安定的な農業経営を目指し、Uターン者等による新規就農者や生きがいを持って農業に取り組む定年帰農者などに対して支援を行う。

表 2-6

成果指標	方向性	現状値	目標値
認定農業者数	減少抑制	259人	254人

※現状値は、平成30年度時点の値

(カ) 起業を後押しする組織等を育成・支援

地域で活躍する社会起業家を増やし、就労その他の社会活動を通じて地域社会の維持や地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、NPO法人やボランティア団体等の支援を行うとともに、新たに創業を目指す人材を育成する。

表 2-7

成果指標	方向性	現状値	目標値
創業者数	増加	2件	13件

※現状値は、平成30年度時点の値

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促進・ 人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	会津美里町	
		地域おこし協力隊事業	会津美里町	
		空き家利活用事業	会津美里町	
		観光まちづくり推進事業	会津美里町	
		観光対策事業	会津美里町	
		観光誘客事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 地域間交流	新規就農者・担い手育成事業	会津美里町	
		農業生産力強化支援事業	会津美里町	
		六次産業化支援事業	会津美里町	
		都市交流推進事業	会津美里町	
		ふるさと納税管理事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 人材育成	創業事業継続支援事業	会津美里町	
		商工活性化事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア. 農業

本町の農業は、稲作を中心として、野菜・果樹・花きなどが栽培されている。野菜は、キュウリ・インゲン・アスパラガス・トマト、果樹は、リンゴ・ブドウ・モモ、花きは、キク・カスミソウが主要な作物である。また、地域の特産作物として、高田梅・会津身知不柿・おたねにんじんの栽培が行われている。

近年、農業従事者の高齢化を背景とした後継者不足により、農地の遊休化が進み、農業振興地域内の耕作放棄地は増加している。農業を担う人材の確保と育成により、農地の保全、耕作放棄地の削減や発生防止を図る必要がある。

本町では稲作主体の経営が多く、米価の変動が経営に大きく影響する。安定した農業経営のため、複合経営化、新技術導入による省力・低コスト化、六次産業化等による農産物の高付加価値化が必要である。毎年、米の需要量は低下しており、米価の安定を図るためには、需要に応じた作付を推進するとともに、水田転作や非主食用米等の取組を拡大する必要がある。また、意欲ある生産者の掘り起こしや、ICTを用いた農業技術などの技術研修や施設整備などの支援を行い、町農産物の消費拡大に結びつける取組が重要となる。

自然環境の変化により、今までクマやイノシシなど出没しなかった地域の有害鳥獣被害が拡大しており、対策の強化が必要である。

イ. 林業

本町の森林面積は、令和2年で201.52k㎡、林野率は72.9%となっている。

総面積の約4分の3を占める広大な森林を活用した林業を取り巻く情勢は、輸入木材の増加による木材価格の低下やパルプ材価格の低迷などによる林業経営者の意欲の減退や農山村の過疎化による高齢化の進行などにより、林業後継者はもとより林家数も減少傾向にある。このため、森林整備は遅々として進んでいないのが現状で、森林資源の荒廃が心配されている。

さらに、森林病虫害による被害では、松くい虫・カシノナガキクイムシの被害の大きな拡大は抑制されているものの、依然として被害が発生している。

また、きのこ・山菜等の特用林産物は、福島第一原子力発電所事故の影響を受け出荷量が大きく落ち込んでおり、生産・加工・販売の安定した施設整備及び組織の強化が求められている。

今後は、豊かな森林を林業資源としてだけでなく、水源かん養、自然環境の保全、

地球温暖化の防止などの環境資源として活用し、木質バイオマス利活用による地域内での資金循環を目指すとともに、林業者の育成などにより、持続可能な森林経営を進めていく必要がある。

ウ. 地場産業

伝統的な地場産業となっている窯業は県内外でも有名で、窯業に関連する碍子製造は地場産業として古くからこの地に根付いている。

窯業を取り巻く環境は、産地間競争の激化や陶磁器全体の需要の縮小による生産額の減少、後継者不足の深刻化など厳しい状況が続いている。

伝統的な地場産業の活性化を図るため、後継者の育成や人材の誘致、新技術・新製品の開発、観光との連携強化、PR活動等を積極的に行うことが必要である。また、他分野との連携をして新たなニーズに沿った取組が重要である。

エ. 企業誘致

本町企業の製造品出荷額総額は、令和元年度の工業統計によると、平成 25 年から 135%増加し、拡充傾向にある。今後も現在操業している中小企業の経営安定及び規模拡大の成長を後押しする支援を行うとともに、若者の地元での就業を促進するための支援を強化していく。

オ. 起業の促進

少子高齢化による人口減少が事業に与える影響と事業者の高齢化や後継者の不足が課題となっており、事業の継承が厳しい状況にある。

しかし、創業支援を受けて創業する事業者は増加傾向にあり、個人事業者の創業気運の高まりが見受けられることから、新たな事業の創出に意欲ある起業家に対する情報提供や助成制度による支援を積極的に行うことにより、本町の特性を活かした起業を促進することが重要である。

カ. 商業

モータリゼーション[※]と周辺大型店の進出により、商店街の商業機能が低下しており、商業機能への町民ニーズは存在するが、空き店舗の増加と身近な商店街活力のさらなる低下が懸念される状況にある。

このような状況を踏まえ、それぞれの商店の体質改善及び経営基盤の強化に努め、経営の近代化、合理化とともに、消費者ニーズに合った商品の選択、販売促進の研究、少子高齢化に対応したコミュニティ拠点としての商店街づくりなどが必要である。

※モータリゼーション 自動車化を意味し、自動車が社会に広く普及し生活必需品となったこと。

キ. 観光・レクリエーション、その他

本町の観光は、伊佐須美神社や中田観音（弘安寺）をはじめとする寺社仏閣や、数多くの貴重な歴史・文化資源をはじめ、自然資源、温泉資源等を数多く有している。自動車社会の進行や、高速交通網の整備により観光客の行動範囲は広域化している。

そのため、個性化やグローバル化が進む観光ニーズに応えられる着地型観光の確立に向け、既存観光資源の保全及び魅力化を進めていくとともに、グリーンクラフトツーリズムやエコツーリズム*なども視野に入れ、新たな観光・交流の場の創出や魅力ある周遊ルートの整備が必要である。

また、特色ある観光・交流イベントの開催、各種ツアーの誘致、観光PR活動の強化、第1次産業と連携した観光の展開、広域観光体制の整備、外国人観光客の受入体制の整備、さらには住民のおもてなしの心の醸成など、多面的な取組を推進する必要がある。

※ エコツーリズム：生態系や自然保護に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またはそのような旅のしかた。

(2) その対策

ア. 農業

(ア) 新たに就農する方や地域の担い手となり得る意欲ある農業者を支援する。

(イ) 農地の利用状況調査を行い、耕作放棄地を確認するとともに所有者等の意向調査を実施し、再生作業への取組を担い手農家に仲介するなど農地の集積化を図る。

(ウ) 安定した農業経営がなされるために、水稻栽培等の省力・低コスト化や複合経営化を推進し、ICT農業やドローンの活用など農業の新技术導入を支援する。

(エ) 農業所得の向上を図るため、農産物を加工し付加価値を付け販売する六次産業化に取り組む農業者を支援するとともに、町内産の農産物のSNS*等による情報発信を推進する。また、農産物のブランド化を支援するとともに地域商社と連携し販路の拡大に取り組む。

※ SNS Social Networking Service の略で、利用者同士がインターネット上でコミュニティを作り、メッセージなどによるコミュニケーションや情報の発信・共有をすることができるサービス。

(オ) 米価の安定を図るため、水田転作や非主食用米等の取組を支援する。

(カ) 地域住民とともに有害鳥獣の対策に取り組む。

表 3-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
認定農業者数	減少の抑制	259 人	254 人
農業振興地域内の耕作放棄地	増加の抑制	62ha	65ha
農産物加工に取り組んでいる農家数	増加	19 戸	26 戸

※現状値は、平成 30 年度時点の値

イ. 林業

(ア) 単層林の整備のみでなく、針葉樹と広葉樹が混ざり合う針広混交林への転換、育成を図る。

(イ) 作業コストの軽減のため、体系的な林道等の整備と機械化を推進し、労働環境・条件等の改善を図りながら林業就業者の確保に努める。

(ウ) 水源かん養、自然環境保全、地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の維持・向上に努めるとともに、間伐材や未利用林地残材等の有効利用、森林を活用した新たな振興策の検討、特用林産物の振興により林業就業者などの生活の安定を図る。

(エ) 森林の価値や重要性について情報提供をし、森林に対する理解と関心を深め、森林所有者のみならず、NPO、ボランティアグループなどが協力して里山をフィールドにした里山保全活動等を促進する。

(オ) 長期的な林業の低迷により、町内には適切な管理が行われていない森林が多く見受けられ、森林資源が放置されているだけでなくその価値が減衰しつつある。

そのため、森林環境譲与税を原資とした森林経営管理制度により小規模の林家を集積し効率的な森林整備を林業経営体に促すことにより森林整備の促進を図る。

また、林道及び木材搬出関連施設を整備することにより効率的な森林整備を実施する体制を整え、木材の搬出コストを下げることで更なる森林整備の促進を図る。加えて、近隣市町村と連携した会津地域分散型エネルギーマスタープランに基づく新たな熱供給事業などにより木材の新規需要を創出し、木材価格の安定化を図り、森林整備の需要を喚起する。

森林病虫害については被害状況を随時確認し、必要な防除を実施することにより被害の蔓延を事前に防止する。

特用林産物に関しては福島県や農業協同組合等関係機関と連携しながら、安定的かつ継続的な生産体制の強化に努める。

表 3-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
森林保全を目的とした施業面積	増加	206ha	277ha
生しいたけの生産量	増加	37,800kg	54,100kg
木材生産量	増加	6,023m ³	6,625m ³

※現状値は、平成30年度時点の値（上段、中段）

※平成30年福島県森林・林業統計書の木材生産量の値（下段）

ウ. 地場産業

- (ア) 地場産業の振興を図るため、観光とタイアップした新規地場産品の開発を促進し、商品価値の認識を高めるとともに、国内での販路拡大はもとより海外への事業展開に対する支援を行う。
- (イ) 事業継承・後継者の育成、人材誘致、芸術色を高めるための取組などの施策に対する支援を強化する。

エ. 企業誘致

- (ア) 雇用の拡大と町民所得の向上、若者定住を促進するため、企業誘致を推進する。
- (イ) 若者の定住促進を図るため、インターネットなどにより積極的な情報発信を行い、企業誘致とともに優良な人材の確保を図る。
- (ウ) 中小・小規模企業の成長を支援し、企業経営の規模拡大を推進する。
- (エ) 若者の地元での就業やワークライフ・バランス*の実現など、質の高い雇用を提供する。

*ワークライフ・バランス 男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成する事。

オ. 起業の促進

新たな事業の創出に意欲ある起業家に対する情報の提供や助成制度による支援を積極的に行うとともに、起業を後押しする組織等の育成・支援を推進する。

カ. 商業

- (ア) 商工会など関係機関との連携を強化し、市街地の賑わい創出や空き店舗の活用などを講じながら、商工業環境の充実と商店街の活性化に努める。
- (イ) 商工会や金融機関と連携しながら、小規模事業者等の持続的経営や事業承継を推進するための金融・経営支援を行う。
- (ウ) 高齢化社会を踏まえ、消費者ニーズに応じた商品・サービスを提供するため、少子高齢化に対応したコミュニティ拠点としての商店街づくりに努める。
- (エ) 商工会組織が行う経営改善、人材育成活動などを支援するため商工会等関係団体との連携のもと指導体制の充実を図る。
- (オ) 経営改善、近代化を図るために、低利で長期の安定的な制度資金の円滑な供給や商工会との連携のもと制度資金の活用について積極的に促進する。

表 3-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
商工業事業者数	減少の抑制	775 人	770 人
創業者数	増加	2 件	13 件

※現状値は、平成 30 年度時点の値

キ. 観光・レクリエーション、その他

- (ア) 既存の地域資源を魅力的な観光資源として磨き上げるとともに、モノ・コト・ヒトの埋もれている地域資源を発掘し、新たな観光の魅力として活用する。
- (イ) 観光情報提供の充実、既存施設の有効活用や観光受入施設の魅力化に取り組むとともに、地域ぐるみでおもてなしの心を醸成し、観光客受入態勢の充実を図る。
- (ウ) 観光事業者による観光情報の発信を促進するとともに、周辺市町村や関係機関と連携して首都圏などのマーケットへの誘客活動を推進する。
- (エ) 周辺町村等との連携を強化しながら、外国人観光客の誘客と受入態勢の整備を進める。
- (オ) 観光振興による地域経済の活性化を図るため、関係者の協働による観光まちづくりの体制の確立及び観光消費額の増加に向けて取り組む。

表 3-4

成果指標	方向性	現状値	目標値
町内施設宿泊者数	増加	16,155 人	16,600 人
観光ガイドの回数	増加	78 件	89 件
観光消費額	増加	15,305 万円	17,000 万円

※現状値は、平成 30 年度時点の値

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	国営造成施設管理体制整備促進事業	会津美里町	
		水利施設管理事業	会津美里町	
		土地改良促進事業	会津美里町	
		農業体験学習事業	会津美里町	
	(1) 基盤整備 林業	特用林産物振興支援事業	会津美里町	
		松倉分収造林保育管理事業	会津美里町	
		森林病虫害等防除事業	会津美里町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	観光施設管理事業	会津美里町	
		温泉施設管理事業	会津美里町	
		森林公園等管理事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	農業総務事業	会津美里町	
		環境保全型農業直接支払事業	会津美里町	
		日本型直接支払制度事業	会津美里町	

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業生産力強化支援事業	会津美里町	
		新規就農者・担い手育成事業	会津美里町	
		耕作放棄地対策事業	会津美里町	
		森林環境整備促進事業	会津美里町	
		森林資源活用推進事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	六次産業化支援事業	会津美里町	
		創業事業継続支援事業	会津美里町	
		商工活性化事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	観光まちづくり推進事業	会津美里町	
		観光対策事業	会津美里町	
		観光誘客事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業誘致促進支援事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	会津本郷焼振興事業	会津美里町	
		有害鳥獣防除事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	

(4) 産業振興促進事項

ア. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
会津美里町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業又は旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

前記(2) その対策のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等により、施設総量の縮減を図るとともに、過疎対策に必要な観光施設等については、既存施設の大規模改造により長寿命化を図る。整備後については、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

ア. 情報サービスの発信・振興

(ア) 効果的な情報発信

行政活動や各種イベントの参加には、町内の賑わい創出や行政活動の中心を担う若い年代層の参加が重要視され、現在若い世代の間で多く利用されているフェイスブックやツイッター等のSNSは飛躍的に普及が進み、日常生活における重要な情報収集ツールの1つとなっている。

インターネットなどによる情報収集が日常になっている現代社会において、行政情報の発信は広報紙のみではなく、ターゲットに応じた効果的な手段で行っていく必要がある。

(イ) 図書館を核とした地域交流及びまちづくりと情報発信

公民館、図書館、ホール等を併設した複合文化施設が整備され、新たな町民の交流と賑わい創出の場の拠点となっている。

地域の活性化には、町民の地域への関心を高める必要があり、図書館を通じて、町づくりに参画するための環境をつくることが重要である。情報を通じて人と人、町内の団体等が交流し、互いに良い影響を与え合う場を提供することで、町のことを知るきっかけが生じ、郷土愛が育まれるように情報発信を継続する必要がある。

イ. 情報技術の推進

(ア) 情報化の推進

近年、スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器やツイッター、フェイスブック等のSNSが、私たちの生活に広く浸透してきており、それらを活用するための情報通信基盤である移動通信回線も高速化が進むなど、身近な生活へのICTの普及がこれまで以上に急激に進んでいる。

そのため、ICTやIoT^{※1}の積極的な活用等による情報化の推進を図り、行政運営の効率化を推進していく必要がある、町民の利便性向上に重点を置き、行政運営をデジタル前提で見直すデジタル・ガバメント^{※2}の実現を目指す必要がある。

※1 IoT Internet of Things の略でコンピューター以外の多種多様な「もの」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りし、制御する仕組みのこと。

※2 デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関との縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。

(イ) テレワークの推進

テレワーク^{※1}やサテライトオフィス^{※2}などの就労形態が進んでおり、都会の喧騒を避け自然に恵まれた地方での生活を望む人が増えつつある。

また、場所や時間にとらわれない働き方を実現するため、新しい働き方の推進と新規事業や起業等につながるネットワークづくりを支援する必要がある。

※1 テレワーク 情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。

※2 サテライトオフィス

本社から離れたところに設置されたオフィスや勤務者が遠隔勤務をできるよう通信設備を整えたオフィスのこと。

(ウ) 農産物の六次産業化及び生産性向上に取り組む農家への支援

本町では、水稻を中心に各種農産物が栽培されており、原材料の生産・供給が中心となっているが、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すためにも農業の六次産業化を支援する必要がある。意欲ある生産者を掘り起こしや、ICTなどを用いた農業技術の推進や施設整備等、新技術を利用した農業の活性化が重要である。

(2) その対策

ア. 情報サービスの発信・振興

(ア) 効果的な情報発信

広報紙、ホームページ、メール及びSNS等を活用し、幅広い、各年代層に応じた効果的な情報発信を行う。

(イ) 図書館を核とした地域交流及びまちづくりと情報発信

図書館を通じて、町づくりに参画するための環境をつくるとともに、情報を通じて人と人、町内の団体等が交流し、互いに良い影響を与えることができ、郷土愛を育むことができる場を提供する。併せて町のことを知るきっかけとなる資料の収集・提供に努める。情報交換や交流のできるスペースづくり、図書館ボランティア等の活動できる場を提供するとともに、まちづくりに役立つような行政資料等も収集する。

表 4-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
図書館での図書貸出人の人口千人当たりの人数	増加	—	560人

※現状値は、平成30年度時点の値

イ. 情報技術の推進

(ア) 情報化の推進

行政情報化と地域情報化の計画的な推進を図り、ICTの効果的かつ効率的な利活用により、情報システムの有効な活用と更新をすすめることで、行政サービスの向上等に取り組む。

(イ) テレワークの推進

テレワークやサテライトオフィスなどの環境整備を図るとともに、新たなイノベーション*や雇用を創出し、場所や時間にとらわれない働き方を推進する。新規事業や起業等につながるネットワークづくりを支援し、町内で循環する仕組みづくりを構築することで地域経済の活性化を図る。

※イノベーション 新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、大きな変革をおこすこと。

(ウ) 農産物の六次産業化及び生産性向上に取り組む農家への支援

地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すために、農業の六次産業化を支援する。意欲ある生産者を掘り起こすと共に、ICT等を用いた農業技術などの技術研修や施設整備などへの支援を行い、町農産物の消費拡大に結びつける取組を行う。

表 4-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
農産物加工に取り組んでいる農家数	増加	19戸	26戸

※現状値は、平成30年度時点の値

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情 報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 通信用鉄塔施設	情報通信施設管理事業	会津美里町	
	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災情報システム事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	総合行政システム運用 事業	会津美里町	
		広報広聴事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	図書館管理運営事業	会津美里町	
		地域振興事業	会津美里町	
		農業生産力強化支援事 業	会津美里町	
		六次産業化支援事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア. 交通施設の整備

(ア) 道路

道路は、毎日の生活を支える最も根幹的な社会資本であるが、交通量は、自動車保有台数の増加などにより、市街地幹線道路を中心に増加の傾向にある。

本町の基幹道路は高速道路1路線、国道1路線、県道15路線、1級町道、2級町道、その他の町道、営農基幹農道等によって骨格道路網を形成している。その中において広域交通ネットワークの形成に向けた、磐越自動車道の全線4車線化、また、円滑な交通確保のための国道、県道及び町道の拡幅や歩道の新設が望まれる一方、長期未着手となっている都市計画道路の見直しが必要となっている。

地域間交流では、一般県道下郷会津本郷線（氷玉峠）が開通し、隣接する下郷町の大内宿と連結したことにより、北の玄関口である磐越自動車道新鶴スマート IC を利用した新たな観光ルートの構築等、観光・交流の促進が図られつつある。

また、本町は豪雪地帯の指定を受けていることから、冬期間の降雪期でも安全に安心して暮らせる道路交通の確保のため、道路整備が不可欠であり、併せて消雪道路、防雪柵、除雪機械の整備、更新等が必要である。

① 国県道等

本町の国道は、国道401号があり会津若松市から本町を經由し、南会津町へ至る重要な路線となっているが、JR只見線の踏切付近は道路幅員が特に狭く一般交通に支障をきたしている。さらに、冬期間は積雪のため博士峠が通行不能になることから早期トンネル化の完成が望まれている。

本町の県道は、主要地方道5路線と一般県道10路線があり、地域間の経済文化の交流に大きく寄与しているため、冬期間の積雪や未改良による通行不能路線について整備が必要である。

② 町道

町民の日常生活にとって欠かすことのできない町道の整備は年々進んでいるが、それと同時に高度成長期に整備された道路及び橋梁の老朽化が進んでおり維持管理が必要となっている。

また、道路消雪施設においても老朽化により改修が急務となっている。

今後は、幹線となる町道を中心に整備を推進すると共に維持管理に努め、また、交通安全施設等の整備を進めることにより、高齢者や児童生徒が安全に利用できる道路の整備が必要である。

③ 農林道

本町の農道は、ほ場整備の推進などにより幅員確保、舗装改良整備が進み、農産物の生産性の向上、流通の合理化が図られ、農村環境の改善に寄与してきたが、ほ場整備事業未実施地区については、幅員が狭く、舗装率も低いため作業能率の低下を招いている。

今後も農業生産基盤の確立を図るため、ほ場整備事業と併せた農道整備を進め農産物の生産、輸送等、農村生活の利便性を高めていく必要がある。

また、森林資源の活用、林産物の輸送の拡大、合理的な林業経営及び森林管理を図るため、自然環境、生態系にも配慮しながら林道の整備を推進する必要がある。

イ. 交通手段の確保

(ア) 交通

本町においては、前述の道路網を利用した自動車交通のほか、JR只見線、路線バスが町民の主な交通機関となっている。町民の大切な移動手段となる鉄道やバス等の公共交通機関は、人口減少や自家用車普及による利用者の減少や、運行経費の高騰により、他の過疎地域と同様、運営面などで厳しい現状に直面している。そのため、路線バスにおいては、平成19年10月の不採算路線7系統の廃止から利用実態に応じた路線の見直しを重ね、令和2年10月の路線再編により、高田線、本郷循環線、新鶴線の3系統の運行で隣接自治体への広域的な移動を支えている。

町内の移動については、平成19年10月から、デマンド交通「美里あいあいタクシー」の運行により平日の日常生活における移動を支えてきたが、さらに利用実態や町民ニーズの把握を重ね、平成31年4月に年末年始を除く休日運行の開始と利用ニーズに即した運行時間に見直し、町民の多様なニーズに対応した移動手段の確保に努めている。

こうした中、鉄道のさらなる快適性・信頼性・安全性の向上が図られるよう働きかけていくとともに、より利便性の高い運行が求められている路線バス及びデマンド交通について、サービス水準の維持を図りつつ、利用促進に努める必要がある。

また、地域に即した公共交通体系を確立するためには、鉄道、路線バス及びデマンド交通が果たしてきた公共交通としての役割の維持と充実を図り、「じげんプラザ」を交通拠点として位置づけ、隣接する市町村や拠点間の円滑な移動を確保し、将来にわたり持続可能な地域公共交通網を形成することが重要である。

(2) その対策

ア. 交通施設の整備

(ア) 道路

過疎地域の自立促進を図るためには、地域間の連携を深め交流を拡大するための基盤となる広域交通ネットワークの整備が重要である。

本町は、歴史、文化遺産、希少な広葉樹自然林など観光資源にも恵まれていることから、これらを有効的に活用し、地域活力の更なる向上の実現を目的とし、魅力ある地域づくりを広域的に進めるために、次の対策が必要である。

- ① 磐越自動車道の早期全区間4車線化実現に向け、整備促進を要望する。
- ② 国道401号権現宮地区及び永井野地区の整備促進が図られるよう要望する。
- ③ 国道401号博士トンネルが早期完成するよう要望する。
- ④ 県道各路線の改良、舗装、歩道設置等の整備が早急に図られるよう要望する。
- ⑤ 会津若松市への連絡道及び広域交通ネットワークの整備促進を要望する。
- ⑥ 幹線道路及び集落間を結ぶ環状線等の整備を推進する。
- ⑦ 町道及び生活道路の改良・舗装を推進する。
- ⑧ 橋梁を含めた町道の維持管理費の平準化と長寿命化を図るため、計画的に補修を進める
- ⑨ 林道を整備し、林業経営と森林管理の合理化を図る。
- ⑩ 消雪道路、防雪柵、除雪機械等の整備により、冬期間の交通網を確保する。

表5-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
町内の道路での移動に不便を感じている町民の割合	減少	34.5%	30.5%

※現状値は、平成28～30年度の平均値

イ. 交通手段の確保

(ア) 交通

地域住民の身近な公共交通機関である鉄道、路線バス及びデマンド交通の利便性の向上と効率的な運行を図り、サービス水準の維持と利用促進に努める。

- ① 安全性、大量性、長距離性という鉄道のメリットを生かしつつ、効率性を兼ね備えた運行ダイヤの充実など、利用者サービスの一層の向上を図る。
- ② 高齢者や学生をはじめとする町民の移動手段として欠かすことのできない路線バスについては、現在の運行路線を維持し、補完できない地域についてはデマンド交

通等の運行により、町内外の移動手段を確保する。また、より一層の効率的運行体系の実現と町民の利便性向上を図るため、隣接自治体と連携した MaaS^{*}の構築に努める。

※MaaS（マース） Mobility as a Service の略で、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

③ 地域公共交通網形成計画に掲げる基本理念「安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成を目指す」に基づき、これまで鉄道、路線バス及びデマンド交通が果たしてきた公共交通としての役割の維持・充実に加え、「じげんプラザ」を交通拠点として位置づけ、隣接する市町村や拠点間の円滑な移動を確保し、将来にわたり持続可能な地域公共交通網を形成する。

表 5-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
美里あいあいタクシーの利用者数	増加	25,922 人	28,235 人

※現状値は、平成 30 年度時点の値

表 5-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
公共交通での移動に日常的に不便を感じる町民の割合	減少	13.1%	8.6%

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備・交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路新設改良等事業	会津美里町	
		道路維持管理事業	会津美里町	
	(1) 市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化補修事業	会津美里町	
	(1) 市町村道 その他	防雪柵整備事業	会津美里町	
	(2) 農道	農道管理事業	会津美里町	
	(3) 林道	林道整備維持管理事業	会津美里町	
	(8) 道路整備機械等	除雪対策事業	会津美里町	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 交通施設維持	公共交通利用促進事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、施設の役割や機能、特性、利用者のニーズにより整備、保全の優先度を踏まえて、効率的な交通網の整備を推進する。また、安全性を踏まえ経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討し、長寿命化を図り適切な維持管理を推進する。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア. 上水道

本町の上水道については、町浄水場及び会津若松地方広域市町村圏整備組合から供給される水を使用して、水道事業を行っており、令和2年度末における普及率は89.4%となっている。

近年、人口減少及び経済情勢等の影響により、本町においても人口・水需要は減少傾向にある。清浄で豊富低廉な水の安定供給を図るため、老朽化している設備の更新や漏水している給配水管の布設替などの対応が必要となっている。

また、水道施設の整備が困難な未普及地域においては、生活用水として沢水や湧水等が利用されており、水量の安定や衛生面での問題があり、その対応が急務となっている。

イ. 下水道

河川の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するため各種下水道等の整備を進めている。

(ア) 公共下水道

高田地域においては、平成9年度より事業に着手し、平成15年度末より供用開始しており、平成27年度に全体計画の見直し、令和2年度に第7期工事の認可を得て事業を進めている。本郷地域についても、平成9年度より事業に着手し、平成17年度初めより供用開始しており、平成27年度に全体計画の見直し、令和2年度に第5期工事の認可を得て、事業を進めている。また、新鶴地域（境野地区）では、平成16年度末に全面供用を開始している。今後、計画に基づく事業の早期完成に向けて整備を行うとともに、下水道への接続率が伸び悩んでいるため、接続率の向上を図る取組が必要である。

(イ) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、平成12年度に寺入地区、平成13年度に関山地区が供用を開始しており、新鶴地域については平成20年度に一部供用開始し、平成21年度に全面供用開始している。今後、施設への接続率が伸び悩んでいるため、接続率の向上を図る取組が必要である。

(ウ) 合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水施設の区域外については、新鶴地域においては、平成 16 年度から平成 25 年度まで浄化槽市町村整備推進事業により整備していたが、平成 26 年度より高田・本郷・新鶴の 3 地域共に浄化槽設置整備事業により整備を推進しており、その特性を十分活かしながら効率的に水環境保全に努めることが必要である。

ウ. 廃棄物処理

本町のごみ、し尿処理及び最終処分は会津若松地方広域市町村圏整備組合において適正に処理されている。ごみについては、燃やせるごみと燃やせないごみ、さらには資源物とに分別し、委託業者により収集の後、焼却、粉碎、埋立処理を行っている。し尿については、許可業者による収集の後、高度（凝集沈殿・砂ろ過）処理を行っている。

日常生活から出るごみは年々減少しているが、新たな一般廃棄物の処理施設の処理能力縮小により、ごみ減量化や適正分別の徹底、さらにリサイクルへの意識改革など減量化体制の強化とともに、廃棄物等の循環資源を有効に活用する循環型社会の実現を推進する必要がある。

エ. 防災・消防、防犯・交通安全

消防については、会津若松地方広域市町村圏整備組合による広域消防が防火・防災活動の中核的役割を果たしているが、防火・防災の初期活動や啓発等は消防団が重要な役割を果たしている。

消防体制の強化を図るため、各地域の実情を把握しながら防火・防災体制を確立し、町民の意識の高揚を図るとともに、会津若松地方広域市町村圏整備組合との連携を保ちながら、消防施設の整備、消防設備の近代化、消防水利を確保するため防火水槽や消火栓等の整備が必要である。

また、地域の防災力の向上のため、消防団員の人材確保と育成、自主防災組織の設立支援に取り組む必要がある。

さらに、交通安全意識の啓発や防犯活動を行うことで、交通事故撲滅、犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組む。

オ. 街なみ環境整備、その他

生活環境の整備にあたり、環境と共生する安全で快適な居住空間と産業や文化、情報の集積を生み出す魅力あるまちづくりが望まれる。

住宅密集地における、生活道路等の整備、地域コミュニティの場の提供、利用対象者や利用形態を考慮した公園などの適切な配置、災害防除に関する整備さらには市街地内の未利用地等については有効な利活用等のための調査・検討が必要である。

また、一般住宅においては、防災面から耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震化が必須であり、公営住宅についても老朽化や耐震等の問題から、建物の改修や建替え又は居住者の移転の促進が必要である。

(2) その対策

ア. 上水道

- (ア) 老朽化している設備の更新や、漏水している給配水管の布設替など、各種水道施設の整備を行い、安全かつ安定的な水の供給に努める。
- (イ) 未加入者の加入促進に努め、水道事業の健全運営を図る。
- (ウ) 水道施設の整備が困難な未普及地域において、生活用水確保のために必要な施設の整備等について支援し、生活環境の改善を図る。

イ. 下水道

- (ア) 公共下水道事業に対する住民の理解を得るための啓発活動を行うとともに、公共下水道全体計画及び事業計画書に基づき事業を推進する。
- (イ) 公共下水道と農業集落排水施設への接続を促進するため、接続助成金制度の活用など、普及活動を推進し、水洗化率の向上を図る。
- (ウ) 合併処理浄化槽の計画的な普及促進を図る。
- (エ) 生活排水の適切な処理等について、住民の意識啓発を図る。

表 6-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っていると考える町民の割合	増加	59.8%	65.5%
汚水処理人口普及率	増加	68.9%	75.5%

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値（上段）

※現状値は、平成 30 年度時点の値（下段）

ウ. 廃棄物処理

- (ア) ごみの減量化、適正分別を推進し、廃棄物等の循環資源を活用し循環型社会の実現を図る。
- (イ) 会津若松地方広域市町村圏整備組合の構成市町村において、新たに一般廃棄物の処理施設や最終処分場の整備を図る。

表 6-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
2・3年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合	増加	59.3%	61.1%
環境に気がついた生活をしている町民の割合	増加	80.3%	81.9%
町から排出される町民一人あたりの生活系一般廃棄物の量（資源ごみを除く）	減少	267 kg/人	222 kg/人

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値（上段、中段）

※現状値は、平成 30 年度時点の値（下段）

エ. 防災・消防、防犯・交通安全

（ア）消防組織の充実と消防施設・設備の計画的な整備を図る。

（イ）消防団員の人材確保と育成、自主防災組織の設立支援を図る。

（ウ）交通安全意識の啓発や防犯活動を推進する。

表 6-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
自治区あたりの自主防災組織率	増加	9%	45.0%
災害等の発生に対する備えができていない割合	増加	34.4%	39.4%

※現状値は、平成 30 年度時点の値（上段）

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値（下段）

表 6-4

成果指標	方向性	現状値	目標値
交通事故（人身事故）の発生件数	減少	21 件	16 件
防犯に気を使った生活をしている町民の割合	増加	84.1%	86.3%

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値（上段、下段）

オ. 街なみ環境整備、その他

（ア）生活道路、公園等、街なみ環境の整備や防災機能の確保を図るとともに、市街地内の低未利用地については、市街地整備の観点から有効な施策を実施する。

（イ）一般木造住宅の耐震化を推進するとともに、住宅需要に対応した良質な住宅ストックの形成に向けて、公営住宅長寿命化計画に基づく予防保全的な修繕及び耐久性の向上を図る改善事業及び老朽住宅居住者の移転を計画的に実施する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	老朽管更新事業	会津美里町	
		上水道施設等整備事業	会津美里町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道施設整備事業	会津美里町	
		合併浄化槽設置整備事業	会津美里町	
	(5) 消防施設	消防施設維持管理事業	会津美里町	
		広域消防等事業	会津美里町	
	(6) 公営住宅	町営住宅管理事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 生活	水道未普及地域生活用水 確保対策事業	会津美里町	
		公園管理事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 環境	廃棄物減量対策事業	会津美里町	
		廃棄物処分事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業	消防団員活動事業	会津美里町	
		災害対策事業	会津美里町	

5 生活環境の整備	防災・防犯	交通安全対策事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防犯対策事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	
	(8) その他	生活環境保全事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上下水道においては、施設の安全性を踏まえ、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を行い、長寿命化を図るとともに、適正な維持管理に努める。消防施設については多くの消防施設を保有していることから公共施設等総合管理計画等に基づき計画的に改修、修繕を行いながら適正な維持管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア. 高齢者福祉

令和2年10月1日現在の本町の高齢化率は、39.9%であり、全国平均の28.7%（人口推計月報より）、福島県の32.2%（福島県現住人口調査結果より）を大きく上回っている。中でも75歳以上の後期高齢者やひとり暮らしの高齢者、さらに介護を必要とする寝たきりや認知症高齢者が増加しており、今後も介護サービスや高齢者福祉サービスに対する需要は増加していくものと見込まれる。

そのため、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の円滑な実施により、要介護者の身体状況に応じたサービスの提供を図るとともに、介護が必要な状態にならないための介護予防の強化や、地域社会全体で高齢者を支え合う地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要がある。

イ. 児童福祉

認定こども園化に合わせて、年々増加する保育需要の実態に見合った教育・保育の定員の見直しを行ない、0歳児の受入れ枠の拡大などにより、現在まで年度当初待機児童0を維持している。しかしながら、全国的な保育士不足から、年度途中からの入園希望に対応する保育士の確保が困難な状況となっており、今後は、保育士の安定的な確保を含め、途中入園のニーズに柔軟に対応できるような体制整備を図っていく必要がある。

また、一時保育や交流の機会・育児相談の場の提供等子育てニーズを踏まえた子育て支援サービスの充実を図る必要がある。

施設整備については、老朽化が進み長年の課題となっていた旧新鶴幼稚園の改築に関して、認定こども園としての教育・保育機能の一体的な施設整備に着手した。

今後は、同じく老朽化が進んでいる本郷こども園の幼児部棟（旧本郷幼稚園）や子育て支援センターの施設整備については、今後具体的な検討を行い、運営形態も含め早期に方針を定める必要がある。

ウ. 地域福祉

人々の生活スタイルや価値観が多様化し、住民同士のつながりの低下や高齢化の進展、ひとり暮らしの増加などにより地域の治安や防災への不安が高まっている。

このような地域社会の様々な変化に対処していくためには、個々の対策だけでなく、住民、行政、関係機関・団体、事業者等が一体となって、地域ぐるみによる横断的な視点からの取組が必要である。

エ. 障がい者福祉

障がいを持つ方が地域の一員として共に生活し、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障がい福祉サービスの充実を図り、それぞれのニーズや状況に応じたサービス提供体制を確保する必要がある。

オ. ひとり親家庭、障がい者及び低所得者福祉等

ひとり親家庭、障がいを持つ方及び低所得者福祉等については、自立の意欲を損なうことなく、各種制度を効果的に活用しながら福祉の増進を図っていくことが必要である。また、民生委員、社会福祉協議会、NPO、民間ボランティア等の活動を促進し福祉サービスの充実を図る必要がある。

カ. ライフスタイルに応じた結婚観醸成と出会いの機会創出

少子化は未婚化及び晩婚化の進行が大きく影響していることから、生徒・学生等と乳幼児との触れ合い体験を通じた結婚観の醸成や、結婚を望む男女に対する出会いの機会の創出が必要である。

キ. 妊娠を望む夫婦への支援

人口減少対策として、妊娠を望む夫婦に対し、特定不妊治療費用の経済的負担を軽減し、安心して治療を継続できる体制づくりが必要である。

ク. 子育ての不安解消

妊産婦の健康管理や子どもの発育・発達を支援し、子育ての不安解消を図り、子どもたちが生涯にわたり健康でいられることが重要である。また、保育施設の整備を行うことで保育の受け皿を確保し、安心して子育てができる環境づくりが必要である。

ケ. 子どもの居場所づくり

子育てをする親や家庭を支援することが重要である。また、学童保育については、児童クラブ受入れ人数の拡大や支援員の資質向上を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化を図るなど、安心して子育てができる環境を整備する必要がある。

(2) その対策

ア. 高齢者福祉

- (ア) 高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護予防の必要性を理解してもらうための取組や、多くの高齢者が楽しく効果的に介護予防に取り組むことができるよう事業メニューの充実を図る。
- (イ) 高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療機関と在宅介護の連携を図り、医療、保健、福祉及び地域の関係者により継続的に支援できる体制を整備する。
- (ウ) 地域包括支援センターを中心としながら、社会福祉協議会、NPO、民間ボランティア、高齢者福祉サービス事業者などによる多様な生活支援サービスの充実・強化に努める。
- (エ) 高齢化が進むことに伴い認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症地域支援推進員等を中心に認知症に対する正しい情報を発信し、認知症に対する偏見を解消するなど、認知症になっても安心して生活していくことの出来る地域での見守り体制作りを行う。
- (オ) 団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、保健、福祉、介護など様々な地域資源のネットワーク作りを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

表 7-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
認知症サポーターの数	増加	4,610人	5,879人
要介護の高齢者の割合(要支援を除く)	維持	16.7%	16.7%

※現状値は、平成30年度時点の値

イ. 児童福祉

- (ア) 一時保育や交流の機会・育児相談の場の提供等、町民ニーズを踏まえた子育て支援サービスの充実を図る。
- (イ) 児童の健全育成のために、子どもの遊び場の環境整備と児童館、児童クラブの充実を図る。
- (ウ) 子育て支援など就労と育児の支援の充実を図る。

表 7-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
子育てしやすい環境（育児や保育など）のまちだと思ふ町民の割合	増加	72.8%	82.6 %
この地域で子育てをしたいと思ふ親の割合	増加	95.5%	100.0%
（年度当初の）認定こども園等の待機児童数	維持	0人	0人

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値（上段、中段）

※現状値は、平成 30 年度時点の値（下段）

ウ. 地域福祉

- (ア) 町民、行政、関係機関・団体、事業者など地域に住む人、地域に関わるすべての人たちが、それぞれの役割を分担し、共に歩む地域福祉の推進体制をつくる。
- (イ) 福祉サービス等に係る情報提供や相談体制を充実し、個人情報保護を図る中で、地域における支援が必要な人に対し、地域ぐるみの支援ができる体制を推進する。
- (ウ) 様々な支援を必要とする人が、抵抗感なく福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの向上を図るとともに、福祉サービス提供事業者の参入促進と連携など、福祉サービス提供基盤の整備を図る。

表 7-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
必要な時に隣近所や地域で支えあって生活している町民の割合	増加	73.6%	76.1%

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値

エ. 障がい者福祉

- (ア) 障がいを持つ方の自立支援及び就労支援を含めた社会参加支援の充実に努める。
- (イ) 障がいを持つ方が、安心して生活するために必要な情報提供・助言・各種相談についての相談支援体制の充実に努める。

表 7-4

成果指標	方向性	現状値	目標値
障害者総合支援法によるサービス利用者の障害者手帳所持者に占める割合	増加	11.7%	13.3%
地域生活支援事業利用者の障害者手帳所持者に占める割合	増加	10.2%	11.8%

※現状値は、平成 30 年度時点の値

オ. ひとり親家庭、障がい者及び低所得者福祉等

- (ア) 自立の意欲を損なうことなく、各種制度を効果的に活用し、福祉の増進を図る。
- (イ) 民生委員や社会福祉協議会等の活動を促進し、福祉サービスの充実に努める。

カ. ライフスタイルに応じた結婚観醸成と出会いの機会創出

少子化は未婚化及び晩婚化の進行が大きく影響していることから、生徒・学生等と乳幼児との触れ合い体験を通じた結婚観の醸成や、結婚を望む男女に対する出会いの機会を創出するなどきめ細かな支援を行うことにより、「出会いと結婚」の機会づくりに取り組む。

表 7-5

成果指標	方向性	基準値	目標値
婚活事業によるカップル成立数*	増加	0 件	3 件
婚活事業又は結婚相談員による結婚成立件数（累計）	増加	0 件	6 件

※現状値は、平成 30 年度時点の値

※正式交際に至った旨、結婚・子育てコンシェルジュへ報告があったもの。

キ. 妊娠を望む夫婦への支援

妊娠を望む夫婦に対し、特定不妊治療費用の経済的負担を軽減することで、安心して治療を継続できるように支援する。

ク. 子育ての不安解消

妊産婦の健康管理や子どもの発育・発達を支援し、子育ての不安解消を図るための環境の整備や、子どもたちが生涯にわたり健康な心身の基盤をつくるための取組を行う。また、子どもの発達段階に応じた質の高い保育を目指し、保育施設の整備を行い保育の受け皿を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯に対する保育料の減免を行う。

ケ. 子どもの居場所づくり

子育てをする親や家庭を支援する子育て支援センターの充実を図る。また、学童保育については、空き教室等の活用による児童クラブ受入れ人数の拡大や支援員の資質向上を図るとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化を図るなど安心して子育てができる環境を整備する。

表 7-6

成果指標	方向性	現状値	目標値
子育て支援教室（ミルキー教室）に参加した子どもの数	減少抑制	258 人	240 人
こども園・児童クラブの待機児童数	減少	3 人	0 人

※現状値は、平成 30 年度時点の値

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 児童館	児童クラブ管理運営事業	会津美里町	
	(1) 児童福祉施設 保育所	子育て支援センター管理運営事業	会津美里町	
	(2) 認定こども園	こども園管理運営事業	会津美里町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	老人福祉施設管理事業	会津美里町	
		高齢者福祉施設管理事業	会津美里町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	ふれあいセンター維持管理事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	多子世帯保育料軽減事業	会津美里町	
		子ども家庭総合支援拠点事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者在宅福祉サービス事業	会津美里町	
		認知症対策総合支援事業	会津美里町	
		一般介護予防事業	会津美里町	
		生活支援体制整備事業	会津美里町	

6 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	自立支援給付事業	会津美里町	
		地域生活支援事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 健康づくり	健康づくり推進事業	会津美里町	
		精神保健事業	会津美里町	
		健診等事業	会津美里町	
		母子保健事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	ネウボラ推進事業	会津美里町	
		地域福祉団体支援事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等において、認定こども園の整備や子育て関連施設の整備等を計画し、子育て環境の充実を図る。整備後については、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を推進する。また、高齢者施設については、適正な維持管理に努めるとともに、施設の統合等により施設総量の縮減を図る。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

本町の医療施設は、高田厚生病院の他、一般診療所 3 施設、歯科診療所 4 施設となっている。

高田厚生病院は開設以来、地域の中核的医療機関として住民の心身の健康管理及び社会復帰支援等に重要な役割を担っている。一般診療所は初期医療が主であるが「かかりつけ医」として地域に密着した医療を提供している。また、緊急総合的な診療や入院の際は、会津若松市など近隣の医療機関の受診も少なくない。

医療については、ますます高度化、多様化するニーズや救急、休日、夜間の医療体制の充実を図るため、医療機関との連携強化が必要であり、医療機関へのアクセス手段の確保など安心できる環境づくりに努めなければならない。

救急医療については、高田厚生病院の救急医療事業に対する支援や休日当番医制度の継続と広域消防による救急医療体制の整備充実が必要である。

また、予防接種や検診（健診）及び検診（健診）後の保健指導・健康教室・健康相談等を実施し、住民の健康寿命の延伸に努めており、今後も効果的・継続的に実施していく必要がある。認知症・生活習慣病・虐待等の予防のため各種事業の充実や継続実施が重要であり、これからの高齢化社会に対応するため、医療・介護・住環境・生活支援等について包括的に支援していく地域包括ケアシステムを構築していく必要がある。

(2) その対策

(ア) 地域の初期医療を担う「かかりつけ医」の普及・定着を促進する。また、高齢化社会に対応するため、地域包括ケアシステムの構築が重要である。地域包括ケアシステムは、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるため、集いの場、NPOや民間ボランティアなど身近な人を活用することが不可欠であり、同時に地域の新たな雇用の創出に繋げ、地域社会全体で高齢者を支えていく体制づくりを推進する。

(イ) 高田厚生病院の救急医療体制を支援し、地域医療体制の充実を図る。

(ウ) 予防接種、各種検診（健診）率の向上に努め、保健指導の充実と住民の健康増進に対する意識の高揚を図り、関係機関（医療機関・老人保健施設・関係各課等）との連携により、心身の健康づくりのために住民自らが行動できる環境の整備を推進する。

表 8-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
保健体制の充実と医療の確保に関する満足度	増加	78.6%	82.7%
特定健康診査受診率	増加	51.2%	62.0%

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値（上段）

※現状値は、平成 30 年度時点の値（下段）

（3）計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	地域医療整備事業	会津美里町	
		母子保健事業	会津美里町	
		乳幼児・児童及び生徒医 療費助成事業	会津美里町	
		健診等事業	会津美里町	
		感染症対策事業	会津美里町	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア. 幼児教育・保育

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎となり、資質能力の向上に大きく寄与する。そのため、認定こども園が担う役割の重要性を再認識し、幼児教育・保育の振興を図るため、認定こども園及び保護者に対する支援を継続する必要がある。

また、認定こども園・小学校との連携による教育内容の充実など、質の高いきめ細かな幼児教育の提供と子どもの育ちを支える幼児教育環境の整備に取り組む必要がある。

イ. 学校教育

本町の小中学校数は、小学校4校、中学校3校となっているが、児童数・生徒数の減少は著しく、将来の学校統合や義務教育学校設置を視野に入れ、多面的な検討が必要である。また、多くの学校施設の老朽化に伴い計画的な改修が必要である。

学校給食センターについても、老朽化した既存の2施設を統合した新たな給食センターの建設工事に着手しており、令和4年4月から供用を開始する予定である。それに伴い、既存の2施設については、施設の解体を含め早期に利活用方針を決定する必要がある。

また、「全国学力・学習状況調査」や「ふくしま学力調査」等の結果を踏まえた指導方法の工夫改善や、タブレット端末等のICT機器を活用した情報教育、きめ細かな個に応じた指導の充実を図り、確かな学力を育成するとともに、学校が地域との連携・協働を一層推進するため、学校や地域の実情に応じて、家庭や地域との連携を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画できる機会の充実を図る必要がある。

ウ. 生涯学習

近年のICTの急速な進化によるライフスタイルや価値観の多様化・学習意欲の高まりを受け、“いつでも どこでも 誰でも”学ぶことができる生涯学習社会の実現が一層求められている。

このような状況を踏まえ、複合文化施設などの生涯学習施設の活用や、ボランティアをはじめ地域の人材の参画、他の分野との連携も図りながら、多面的な視点からの新たな学習プログラムを取り入れるなど、生涯学習の機会の拡充が必要である。

また、学びの場の充実を図るため、本郷地域の生涯学習の拠点である本郷生涯学習

センターについて、支所機能や福祉センター機能、災害時の避難所となる機能を併せ持つ施設として、本郷庁舎への移転整備を進めていく必要がある。

さらに、子どもたちが健やかに成長できるよう家庭、地域、学校などの関係機関と連携しながら、健全な人格形成のための環境整備に取り組む必要がある。

エ. 生涯スポーツ

住民の健康づくりと心身の健全な発達や地域の連帯感を醸成し、好ましい人間関係を広げるために公民館や生涯学習センター、総合型スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団が各種のスポーツ活動やうんどう教室などを実施している。

スポーツ人口の拡大や住民の生涯にわたるスポーツ活動を推進するため、多くの町民がスポーツに参加できる環境づくりが必要である。

また、多くの体育施設は老朽化や耐震性能に問題があるため、今後の体育施設のあり方について早急に検討していく必要がある。

(2) その対策

ア. 幼児教育・保育

公立・私立の認定こども園のそれぞれの長所を活かしながら、保育教諭の資質向上に努め、就学前教育の充実を図り、老朽化した本郷こども園の今後の方向性について検討する。

イ. 学校教育

児童生徒数の減少に伴う学校規模の適正化や適正配置について検討するとともに、老朽化した学校施設を計画的に修繕、改修等を行い、安心・安全な学習環境の確保を目指す。また、学習に対する児童生徒の興味や関心を高め、わかりやすい授業を実践するためICT機器を活用するとともに、外国語指導助手の計画的な派遣により、情報化、国際化に対応した教育環境の整備を推進する。

表 9-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
標準学力検査の偏差値（小学6年生）	向上	53.1	54.0
標準学力検査の偏差値（中学3年生）	向上	50.2	52.0
肥満傾向の割合	減少	12.2%	9.9%
将来人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の割合（中学3年生）	増加	69.4%	75.0%

※現状値は、平成30年度時点の値

ウ. 生涯学習

生涯学習の充実を図るため、公民館や各生涯学習センター、図書館が連携して、町民の学習ニーズを的確に把握し、生涯学習講座等の充実や環境整備の充実に努め、町民の自主的な学習活動や学習機会の創出を支援するとともに、生涯学習に関する多様な情報を提供する。

また、家庭・地域・学校など関係機関が連携、協働し、「子どもは社会の宝」として社会全体で支えていく体制づくりを構築するとともに、心豊かな子どもの育成のため発達段階にあわせて読書活動や体験活動の推進を図るなど、家庭教育の推進や青少年の健全育成を推進する。

表 9-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
生涯学習講座に参加している町民の割合	増加	37.7%	38.0%
目標を持って学習を行っている町民の割合	増加	40.0%	42.0%

※現状値は、平成 30 年度時点の値（上段）

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値（下段）

エ. 生涯スポーツ

各種スポーツ、レクリエーション施設の整備、管理運営体制の充実を図り利用を促進し、指導者及び団体の育成・強化に努めるとともに、指導体制の充実強化を図る。スポーツを行う町民が増加することは、健康づくりや地域の活性化に繋がることから、さらにスポーツに興味を持ち、実践する町民が増加するよう、スポーツ大会・教室等事業を推進する。また、スポーツ推進委員会や体育関係団体との連携を図るとともに、各々が主催する各種事業のさらなる普及・啓発活動を進める。

表 9-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
スポーツ施設の利用者数	増加	119.87 千人	120.22 千人
実際にスポーツを行っている町民の割合	増加	35.1%	41.8%

※現状値は、平成 30 年度時点の値（上段）

※現状値は、平成 28～30 年度の平均値（下段）

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校管理運営事業	会津美里町	
		中学校管理運営事業	会津美里町	
	(1) 学校教育関連施設 給食施設	給食センター管理運営事業	会津美里町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	複合文化施設運営管理事業	会津美里町	
		生涯学習センター施設管理事業	会津美里町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	体育施設管理運営事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小学校教育振興事業	会津美里町	
		中学校教育振興事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習振興事業	会津美里町	
		公民館活動事業	会津美里町	
		生涯学習センター活動事業	会津美里町	
		生涯スポーツ振興事業	会津美里町	

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	スポーツ活動推進事業	会津美里町	
		図書館管理運営事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	遠距離通学支援事業	会津美里町	
		健康管理事業	会津美里町	
		教育研究事業	会津美里町	
		小学校 I C T 教育環境整備事業	会津美里町	
		中学校 I C T 教育環境整備事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等により、計画的な保全による施設の長寿命化を図り適切な維持管理に努める。なお、将来の児童・生徒数の増減や地域分布状況を踏まえ、小中学校の規模の適正化や学区編成等についても検討する。また、生涯学習施設についても計画的に施設総量の縮減を図り、供給量の適正化を推進する。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

集落が抱える問題の把握、将来の集落のあり方、有事の際の対応など集落の整備を常時推進していかなければならない。いわゆる過疎集落と呼ばれる集落などでは、生活の維持や満足な地域活動ができない状況であるとともに、昨今の地域コミュニティの希薄化による地域活動の参加者の減少が見込まれ、高齢者や子どもの見守り等の地域が果たしてきた役割の維持、地域の伝統的な祭りや行事、イベントなどの実施が困難な状況にある。

このことから、集落の課題把握やネットワークづくりを支援し、集落内及び集落間の住民の連帯感を深め、課題解決による機能の維持や活性化に向けた取組を町民と協働で行うとともに、集落支援員など、地域活動をけん引する人材の育成により、きめ細かい心配りを促進し、地域力の向上を図ることが必要である。

また、近年、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の多様化等により空き家が増加しており、特に適正に管理されていない空き家は、環境、景観、又は防災・防犯などの面で多大な悪影響を及ぼしており、地域住民の安心・安全な暮らしを脅かしている。

今後、各集落の地域環境の保全や集落間道路の整備をはじめ、上水道、排水処理、雪対策、地域防災の強化など生活環境の整備・充実を図るとともに、町内に点在する空き家、統廃合による公共施設等の有効利用を図り、U I J ターン促進のための受け皿や、さらには都市との交流等の促進に有効活用していくことが課題である。

(2) その対策

- (ア) 若者の定着、定住人口の増加を図るため、住宅団地の販売を促進するとともに、空き家の除却、改修及び利活用に対する支援等を行い、総合的な空き家対策を推進する。
- (イ) 各集落の地域環境の保全と集落間の交通・情報ネットワークを確立し、上水道、排水処理、雪対策など生活環境の充実を図るとともに、過疎集落の再編についても検討する。
- (ウ) 町内にある遊休資産の地域資源化に向け、地域に存在する空き家や空き店舗などを活用した地域力向上を図る取組を支援する。また、若者世帯や移住希望者に住宅用地として供給し、市街地の居住促進を図るなどの新たな取組手法を検討する。

表 10-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
空き家バンク等による空き家の利活用件数 (累計)	増加	16 件	56 件

※現状値は、平成 30 年度時点の値

(エ) 少子高齢化により、集落内での共同作業や伝統行事、年間行事等の活動の継続が課題となっていることから、地域間及び地域内住民の連帯感を深め、地域の課題解決に向けた取組を住民と行政が協働で行い、地域活動への参加意識を高め、若い世代が積極的に参加しやすい環境の整備に取り組む。

表 10-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
集落支援員の支援を受けて話し合いをしている地区の数	増加	5 件	11 件

※現状値は、平成 30 年度時点の値

(オ) 火災や災害発生時などに地域で活動する消防団員を確保するのは地域防災の強化につながる重要な課題であるため、消防団員の人員確保に対する活動を支援するとともに、有事の際に必要な機器の保守、施設・器具を定期的に更新する。
また、防災訓練の充実を図り、消防団員の高齢化や減少が進んでいる地域においては、自主防災組織を構築し、地域防災力を向上させることで、安心して暮らせる地域の実現を目指す。

表 10-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
消防団員数	減少抑制	825 人	770 人
自治区あたりの自主防災組織率	増加	9 %	45.0 %

※現状値は、平成 30 年度時点の値

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	水道未普及地域生活用 水確保対策事業	会津美里町	
		消防施設維持管理事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	まちづくり活動支援事 業	会津美里町	
		空き家利活用事業	会津美里町	
		地域おこし協力隊事業	会津美里町	
		消防団員活動事業	会津美里町	
		災害対策事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本町には、文化の伝承を図るべき埋蔵文化財や中世城郭として歴史的に貴重な位置づけにある向羽黒山城跡、歴史の道としての下野街道などの貴重な史跡等や、地域固有の伝統文化、歴史、郷土芸能などが数多く残されている。

しかし、都市化と過疎化の波により地域コミュニティの衰退が見られ、伝統行事の減少や地域文化の後継者不足などの問題を抱えている。

このような中で、文化財等資源の有効活用を図り、総合的な見地に立った保護・整備に努めるとともに、地域の歴史・文化の再発見などから地域の良さを見直すことにより、地域文化を継承し地域のリーダーとなる人材の育成を図っていく必要がある。

今後は、歴史的、文化的遺産を後世に伝えていくための施設の整備を図り、地域特有の文化を地域住民が理解し様々な文化活動を通して、地域における文化の振興を図っていくことが必要である。

(2) その対策

(ア) 地域文化の振興を図るため、住民の参画を促進するとともに、個人、地域及び団体等の自主的な文化創造活動を支援する。

(イ) 史跡や伝統行事については、調査と保護を進めるとともに、各種文化振興施策の推進により後世への伝承を図る。

(ウ) 一旦町外に転出した若者が、本町に戻ってくるための施策のひとつとして、子どもたちに町の良さや特色などを伝える教育が有効であるため、学校教育において、本町の歴史や文化を理解し故郷を愛する心を育てる教育の推進を図り、進学及び就職による転出後も故郷に帰りたいたいと思う心を育てるための取組を行う。

(エ) 子どもから高齢者まで「わがまち」の魅力を感じながら生活できる環境を整えるため、住民と行政が一体になり事業を展開するとともに、町の歴史や文化、隠れた宝を探すことにより、自分たちのふるさとに誇りが持てるよう郷土学習を推進する。

また、公開できる情報について調査・整理し、デジタル化を図ることで、町の歴史文化の周知を促進するとともに、過去の災害記録等を収集し、国の示した文化財防火ガイドラインに基づき、文化財の防火体制の確認を行い、必要に応じて防火対策を検討する。

表 11- 1

成果指標	方向性	現状値	目標値
町内文化財の保存・活用事業の件数	増加	131 件	207 件
地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人数	増加	1.25 千人	1.57 千人
町の歴史文化に興味・関心のある町民の割合	増加	10.2%	18.5%

※現状値は、平成 30 年度時点の値

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興施設	文化財保存・活用事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	遺跡調査・整備事業	会津美里町	
		教育研究事業	会津美里町	
		地域文化振興事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

町の公共施設については建築年代が古いものが多く、今後、改築、改修を実施する際には、再生可能エネルギーを活用し自然と調和した施設整備を推進する必要がある。また、木材価格の低迷などにより森林整備が進まず、間伐材等の搬出が行われなため、貴重な森林資源を有効に活用できない状況にあることから、新たな木材需要を創出する必要がある。

(2) その対策

- (ア) 公共施設への再生可能エネルギーの活用を検討し、省エネルギーで効率的な施設整備を目指す。
- (イ) 新たな木材需要の創出として、会津地域分散型エネルギーマスタープランに掲げる新たな熱供給事業に対応するため、近隣市町村と一体的な取組により、木質バイオマス資源を安定的に供給できる体制を整える。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー 利用	森林資源活用推進事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギーや省資源対策など、自然や環境と調和した経済的な施設整備を推進するため再生可能エネルギーの利用を促進する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

分権型社会への移行に伴い自己責任能力が強く求められる一方で、国・地方の財政状況の悪化により地方財政全般にわたっての歳出の抑制や、地方交付税の一本算定及び人口減少による減額、町税収入の減収などにより本町の財政はさらに厳しさを増すことが予測される。

また、町村合併に伴う類似施設が多数あり、施設の維持管理経費の増加が見込まれることから、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合及び有効活用が必要である。そのため、今後減少していく人口と税収の中、町が保有する膨大な公共施設について、適切な修繕・維持管理を行い、それらを長く賢く利用しつつも、いかにして質の高い行政サービスを維持できるかが大きな課題である。

このような状況の中、これまでと同じ行政手法により町民のニーズを満たすことはもはや難しくなっていることから、町民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働によるまちづくりを進めることが重要である。

このためには、町民に対する積極的な情報の提供と十分な説明はもとより、町民が行政活動へ参加する機会を確保するとともに、多分野にわたる専門的知識や能力を有する多数の町民やボランティア団体、コミュニティ組織等のまちづくりへの参画意識の高揚を図り、地域課題解決に向けた取組を推進する必要がある。

また、町民が自信と誇りをもって安心して暮らせるよう雇用と所得の確保は勿論、生活環境等の整備により、若者の定住促進と魅力ある地域づくりを進めることが重要である。移住促進のための施策や、未婚化、晩婚化対策のため婚活等の支援など、様々な課題が山積している会津地区の状況を踏まえ、市町村、民間組織、県等と連携を強化し、人口減少対策のための施策を広域的に講じることにより、過疎からの自立を図り、持続可能な地域社会の形成及び地域活力のさらなる向上を目指していく。

(2) その対策

(ア) 町民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら、「地域課題解決に向けた取組」を推進する。

(イ) 婚活等の支援や移住の促進を図り、人口減少に歯止めをかけるための施策を講じる。

(ウ) 地方大学との地域ニーズを踏まえた実践的なプログラムを構築し、大学が持つ知的情報資源、人的資源と大学の高い教養と専門的能力を活かした学官連携により、本町における地域課題を解決する。

表 13-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
町と大学等が共同で取り組む調査研究事業件数（累計）	増加	3件	12件

※現状値は、平成30年度時点の値

(エ) 経済圏レベルでの連携（地域間の連携・協働）を促進し、人口減少・少子高齢化が他地域より著しく、様々な課題が山積している会津地区の状況を踏まえ、市町村、民間組織、県等が連携を強化して課題解決を図る。

(オ) 町が保有、管理する公共施設について、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合、有効活用を検討し、公共施設の適正管理に努める。また、不用財産や遊休財産を整理し、売却や貸付等による財源確保や維持管理経費の削減を図る。公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、建物の適正な管理・維持、又は縮減を図ることで、質の高い行政サービスを維持し、町が持続的発展を遂げるための事業を展開する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し必 要な事項		地域振興事業	会津美里町	
		広域連携事業	会津美里町	
		行政財産管理事業	会津美里町	
		普通財産管理事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

※ 事業計画（令和3年度～令和7年度）
過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・ 地域間交流の促進・ 人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	会津美里町		
		地域おこし協力隊事業	会津美里町		
		空き家利活用事業	会津美里町		
		観光まちづくり推進事業	会津美里町		
		観光対策事業	会津美里町		
		観光誘客事業	会津美里町		
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	新規就農者・担い手育成事業	会津美里町		
		農業生産力強化支援事業	会津美里町		
		六次産業化支援事業	会津美里町		
		都市交流推進事業	会津美里町		
		ふるさと納税管理事業	会津美里町		
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 人材育成	創業事業継続支援事業	会津美里町		
		商工活性化事業	会津美里町		
	2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	農業総務事業	会津美里町	
			環境保全型農業直接支払事業	会津美里町	
日本型直接支払制度事業			会津美里町		
農業生産力強化支援事業			会津美里町		
新規就農者・担い手育成事業			会津美里町		
耕作放棄地対策事業			会津美里町		
森林環境整備促進事業			会津美里町		

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	森林資源活用推進事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	六次産業化支援事業	会津美里町	
		創業事業継続支援事業	会津美里町	
		商工活性化事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	観光まちづくり推進事業	会津美里町	
		観光対策事業	会津美里町	
		観光誘客事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業誘致促進支援事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	会津本郷焼振興事業	会津美里町	
		有害鳥獣防除事業	会津美里町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町		
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	総合行政システム運用事業	会津美里町	
		広報広聴事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	図書館管理運営事業	会津美里町	
		地域振興事業	会津美里町	
		農業生産力強化支援事業	会津美里町	
		六次産業化支援事業	会津美里町	
4 交通施設の整備 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	公共交通利用促進事業	会津美里町	
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	水道未普及地域生活用水確保対策事業	会津美里町	
		公園管理事業	会津美里町	

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	廃棄物減量対策事業	会津美里町		
		廃棄物処分事業	会津美里町		
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	消防団員活動事業	会津美里町		
		災害対策事業	会津美里町		
		交通安全対策事業	会津美里町		
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	防犯対策事業	会津美里町		
		基金管理事業	会津美里町		
	6 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	多子世帯保育料軽減事業	会津美里町	
			子ども家庭総合支援拠点事業	会津美里町	
(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉		高齢者在宅福祉サービス事業	会津美里町		
		認知症対策総合支援事業	会津美里町		
		一般介護予防事業	会津美里町		
		生活支援体制整備事業	会津美里町		
		自立支援給付事業	会津美里町		
		地域生活支援事業	会津美里町		
(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 健康づくり		健康づくり推進事業	会津美里町		
		精神保健事業	会津美里町		
		健診等事業	会津美里町		
		母子保健事業	会津美里町		
(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他		ネウボラ推進事業	会津美里町		
		地域福祉団体支援事業	会津美里町		
(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立		基金管理事業	会津美里町		

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業業 その他	地域医療整備事業	会津美里町	
		母子保健事業	会津美里町	
		乳幼児・児童及び生徒医療費 助成事業	会津美里町	
		健診等事業	会津美里町	
		感染症対策事業	会津美里町	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	小学校教育振興事業	会津美里町	
		中学校教育振興事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習振興事業	会津美里町	
		公民館活動事業	会津美里町	
		生涯学習センター活動事業	会津美里町	
		生涯スポーツ振興事業	会津美里町	
		スポーツ活動推進事業	会津美里町	
		図書館管理運営事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	遠距離通学支援事業	会津美里町	
		健康管理事業	会津美里町	
		教育研究事業	会津美里町	
		小学校 I C T 教育環境 整備事業	会津美里町	
		中学校 I C T 教育環境 整備事業	会津美里町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	まちづくり活動支援事業	会津美里町	
		空き家利活用事業	会津美里町	
		地域おこし協力隊事業	会津美里町	

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	消防団員活動事業	会津美里町	
		災害対策事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	遺跡調査・整備事業	会津美里町	
		教育研究事業	会津美里町	
		地域文化振興事業	会津美里町	
11 再生可能 エネルギーの利用 の促進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	森林資源活用推進事業	会津美里町	

